

「塩谷町の魅力」を共に発見・育成・発信し、一人ひとりが生きるまち

# 第4次塩谷町生涯学習推進計画

第1次塩谷町男女共同参画推進計画

(案)

平成29年12月

塩 谷 町

# あ い さ つ

【町長からのあいさつ掲載・調整中】

平成30年3月

塩谷町生涯学習推進本部長

塩谷町長 見形 和久

## 目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の主旨.....	1
(1) 生涯学習推進計画における動向.....	1
(2) 男女共同参画推進計画における動向.....	1
(3) 第1次塩谷町男女共同参画推進計画を含む塩谷町第4次生涯学習推進 計画の策定.....	2
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	3
(1) 町民意向の把握.....	3
(2) 会議.....	4
第2章 町の現状.....	5
1 町の概況.....	5
(1) 人口等の推移.....	5
(2) 生涯学習活動の状況.....	7
(3) 男女共同参画の状況.....	11
(4) 学習活動等の資源の状況.....	13
2 町民の意識.....	15
(1) 生涯学習に関する意識について.....	15
(2) 男女共同参画に関する意識について.....	17
3 団体の今後の意向.....	19
(1) 生涯学習（社会教育）関連団体の意向.....	19
(2) 女性団体の意向.....	20
第3章 計画の基本的な考え方.....	21
1 基本理念.....	21
2 基本目標.....	22
3 基本方針.....	23
4 施策体系.....	24

第4章 施策の展開.....	25
1 学びによる魅力の発見.....	25
(1) 学習情報の収集・提供・相談の充実.....	25
(2) 学習機会の充実.....	27
2 地域が輝く魅力の育成.....	30
(1) 協働事業等の充実.....	30
(2) 町民団体等による活動の促進.....	32
3 魅力ある資源の発信.....	35
(1) 人材・学習施設等の活用.....	35
(2) 文化財等の活用.....	38
4 一人ひとりの魅力ある自分づくり（第1次塩谷町男女共同参画推進計画）.....	41
(1) 一人ひとりの参画を進める環境づくり.....	41
(2) 各分野での男女共同参画の促進.....	44
(3) 一人ひとりの人権の尊重と暴力の根絶.....	48
第5章 計画の推進.....	51
1 計画の推進体制.....	51
(1) 庁内における連携体制.....	51
(2) 生涯学習推進協議会の開催.....	51
(3) 家庭・地域・学校・団体等との連携・協働.....	51
2 計画の進行管理.....	52
(1) 町民意向・意識の把握.....	52
(2) PDCAサイクルによる進行管理.....	52
(3) 数値指標.....	53
資料.....	54
1 塩谷町生涯学習推進協議会設置要領.....	54
2 塩谷町生涯学習推進協議会委員名簿.....	56
3 塩谷町生涯学習推進本部設置要綱.....	57
4 策定経過.....	60
5 男女共同参画関連用語.....	61

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の主旨

#### (1) 生涯学習推進計画における動向

塩谷町では、平成25年3月に第3次塩谷町生涯学習推進計画を策定し、まなぶ～学びでひとづくり～、つなぐ～学びでつなぐネットワーク～、いかす～学んだことを地域にいかす～を基本方針として、コミュニティ推進協議会、NPO法人しおやユリピースポーツクラブ、文化協会、体育協会、スポーツ推進員、学校などとの連携を図りながら、生涯学習センター、図書館、コミュニティセンター、体育施設などにおいて、文化活動、スポーツ活動等の町民の多様な生涯学習活動の推進を図ってきました。

国では、「自立」「協働」「創造」の3つの方向性を実現する生涯学習社会の構築を社会の方向性の理念として第2期教育振興計画を策定しています。

中央教育審議会の答申（平成28年5月）では、基本的視点として生涯学習は、社会の活性化、国の持続的発展に資するもの、「学び」と「活動」の循環を形成していくことが重要としています。

栃木県では、「ともに学び」とともに“とちぎ”の未来をひらく「人づくり」を基本目標として栃木県生涯学習推進計画第5期計画（平成28年度～32年度）を策定しています。

#### (2) 男女共同参画推進計画における動向

塩谷町では、男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、今回初めて男女共同参画推進計画を策定することになりました。

国では、男女共同参画基本法（平成11年）において男女共同参画社会の定義が示され、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法：平成13年）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法：平成27年）が制定されています。

栃木県では、「男女共同参画社会の実現～男女が共に輝く“とちぎ”づくり～」を基本目標として、とちぎ男女共同参画プラン（4期計画）（平成28年～平成32年度）を策定しています。

塩谷町では、「塩谷町女性団体連絡協議会により団体の活動を促進するとともに、みんなのつどい等のイベントにおいて男女共同参画意識の普及・啓発、女性の人権に係る相談支援を行っています。

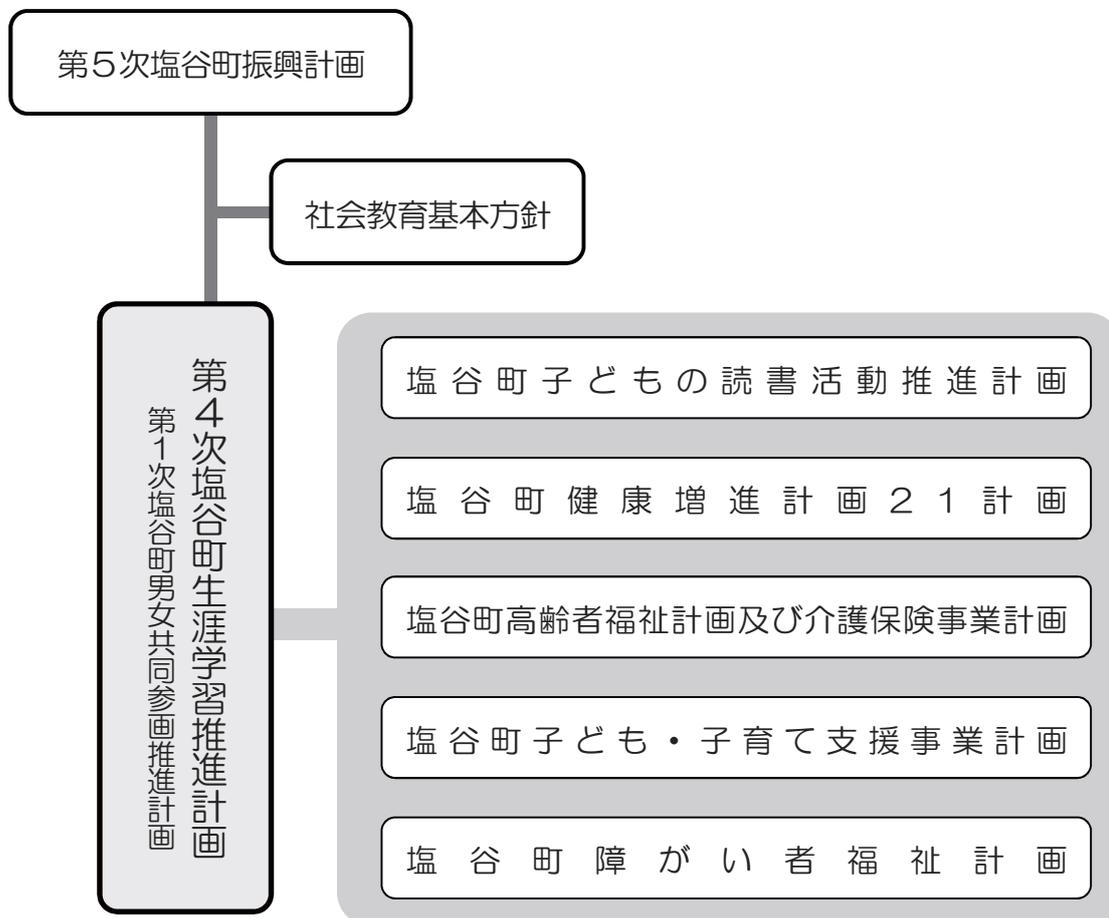
### (3) 第1次塩谷町男女共同参画推進計画を含む塩谷町第4次生涯学習推進計画の策定

塩谷町第3次生涯学習推進計画の計画期間が平成29年度で終了するため、これまでの学習機会の充実、学習情報の提供、町民と行政の協働の推進、相談体制の充実、学びの活用などの生涯学習活動推進の取組及び男女共同参画推進の取組、国・県の動向を踏まえ、新たに第1次塩谷町男女共同参画推進計画を含めた塩谷町第4次生涯学習推進計画を策定します。

## 2 計画の位置付け

この計画は、第5次塩谷町振興計画の将来像である「豊かな自然に生まれ人と人がつながり 安全安心にくらせる塩谷町」を実現する部門別計画であり、社会教育行政の基本方針に基づく計画です。

なお、第1次塩谷町男女共同参画推進計画においては、施策の基本方向を示す計画です。



### 3 計画の期間

この計画は、平成30年度から平成34年度の5か年計画とします。  
平成34年度に計画の見直しを行い、平成35年度から平成39年度までの次期計画を策定します。

#### ■計画の期間

年 度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度	平成 39 年度
第4次塩谷町生涯学習推進計画 第1次塩谷町男女共同参画推進計画	▶									
次 期 計 画					見直し	▶				

### 4 計画の策定体制

#### (1) 町民意向の把握

##### ①生涯学習・男女共同参画に関する意識調査の実施（平成28年度）

平成28年度において、町民の生涯学習やスポーツ、文化・芸術活動の現状・意識・意向、また男女共同参画についての意識・意向を把握するため、生涯学習・男女共同参画に関する意識調査（以下、「意識調査」）を実施しました。

##### ②社会教育・女性団体の意向の把握

社会教育及び女性団体について、各団体の活動の状況、今後の活動についての意向などを把握するため、調査を実施しました。

##### ③パブリックコメントの実施

本計画案について、広く町民から意見を求めるため、パブリックコメントを実施します(実施しました)。

## (2) 会議

### ①塩谷町生涯学習推進協議会の開催

社会教育関係者、学校教育関係者、生涯学習関係機関及び団体の関係者等による塩谷町生涯学習推進協議会を設置し、計画内容の検討を行いました。

### ②生涯学習推進本部会議・幹事会の開催（庁内検討会）

生涯学習及び男女共同参画に関連する庁内関係各課等による生涯学習推進本部会議・幹事会を開催し、生涯学習及び男女共同参画に関連する施策の実施状況の把握、計画内容の検討を行いました。

### ③男女共同参画検討会の開催

男女共同参画の推進にあたり、意識調査の結果、関連団体の意向調査の結果について検討を行いました。

## 第2章 町の現状

### 1 町の概況

#### (1) 人口等の推移

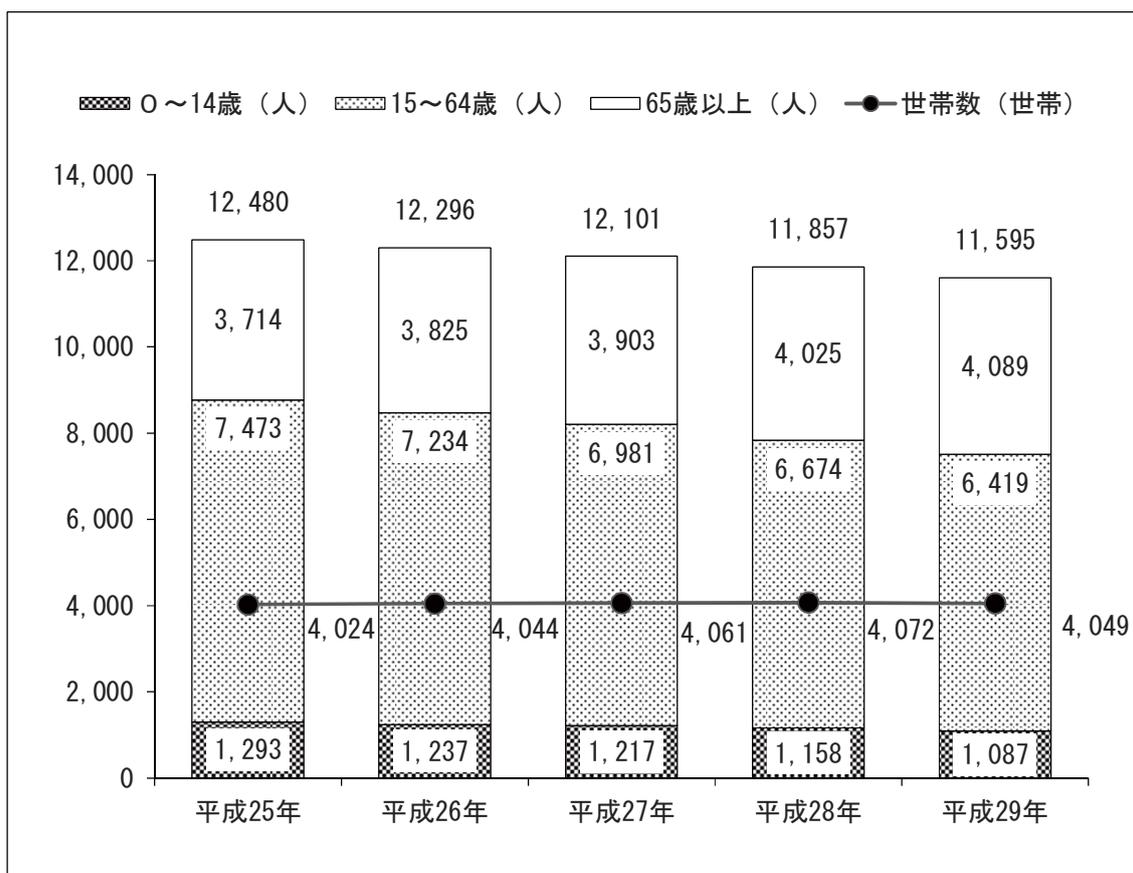
##### ①総人口、年齢3区分別人口、世帯数の推移

総人口は近年減少傾向にあり、平成29年10月1日現在、11,595人となっています。

年齢3区分別人口では、0歳から14歳人口、15歳から64歳人口は減少していますが、65歳以上人口は増加しており、平成25年の3,714人から平成29年の4,089人へと375人増加しています。

世帯数は、平成25年以降では約4,000世帯で推移しています。

#### ■総人口、年齢3区分別人口、世帯数の推移



注) 各年10月1日現在

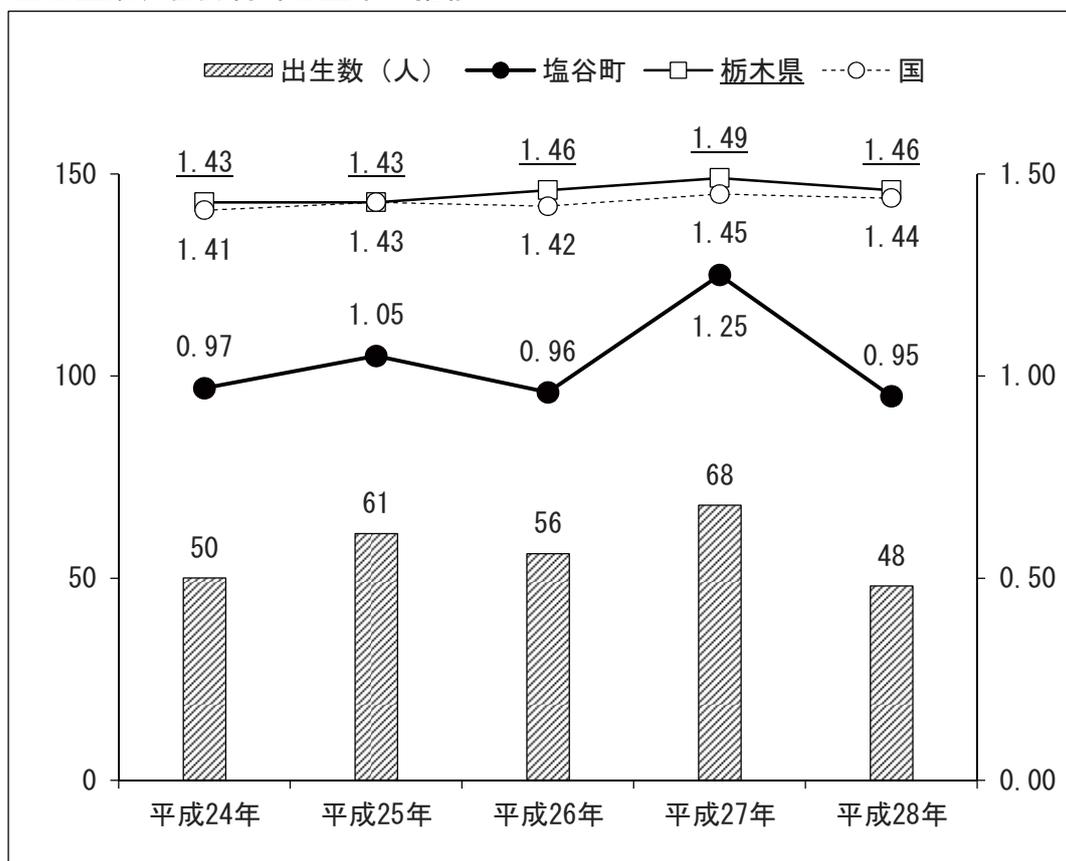
資料：住民基本台帳

②出生数、合計特殊出生率<sup>※</sup>の推移

出生数は、平成24年以降、40人台から60人台で推移しています。

合計特殊出生率は、国、栃木県の値を下回っており、平成28年では0.95  
となっています。

■出生数、合計特殊出生率の推移



注) 出生数、国・県の合計特殊出生率は栃木県保健統計年報による

塩谷町の平成24年の合計特殊出生率は、塩谷町子ども・子育て支援事業計画による  
塩谷町の平成25年から平成28年の合計特殊出生率は、生涯学習課調べ

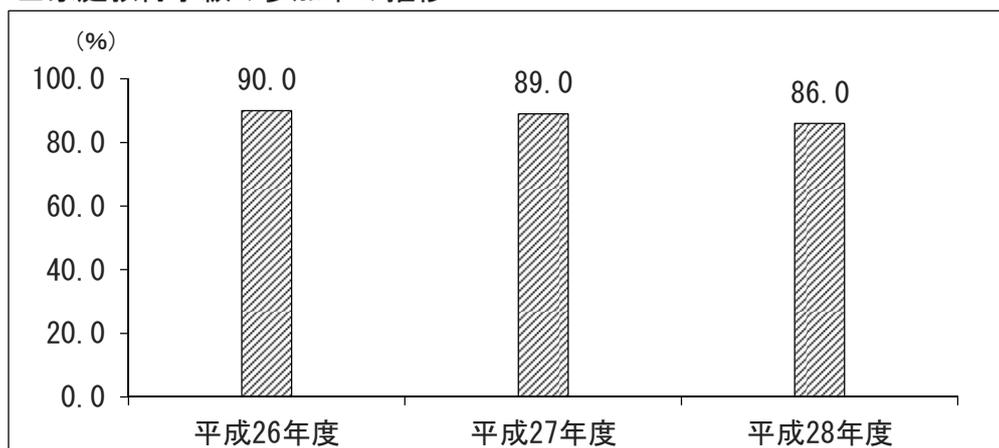
※合計特殊出生率は、15～49歳の女性において、各年齢の出生率を足し合わせ、  
一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したもの

## (2) 生涯学習活動の状況

### ① 家庭教育学級の参加率

家庭教育学級の参加率は、平成26年度が90.0%、平成27年度が89.0%、平成28年度が86.0%であり、やや減少しています。

#### ■ 家庭教育学級の参加率の推移

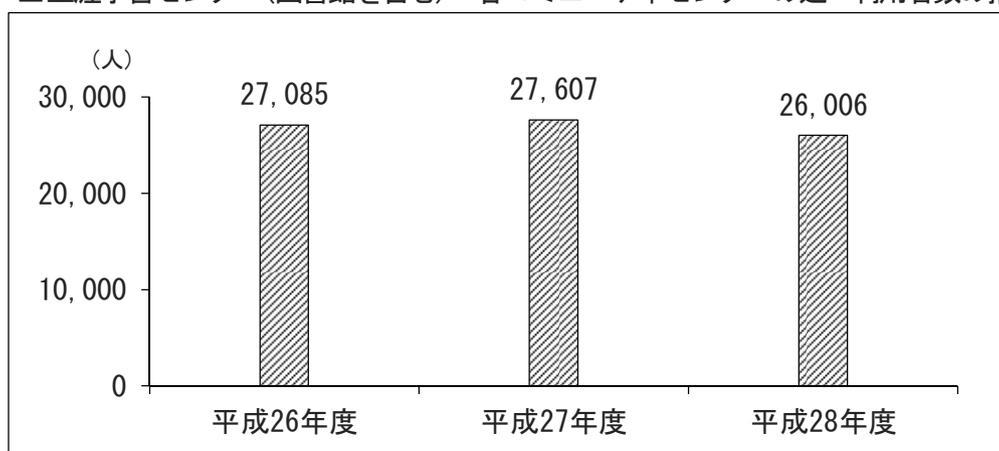


資料：生涯学習課

### ② 生涯学習センター(図書館を含む)・各コミュニティセンターの延べ利用者数

生涯学習センター(図書館を含む)・各コミュニティセンターの延べ利用者数は、平成26年度が27,085人、平成27年度が27,607人、平成28年度が26,006人であり、やや減少しています。

#### ■ 生涯学習センター(図書館を含む)・各コミュニティセンターの延べ利用者数の推移

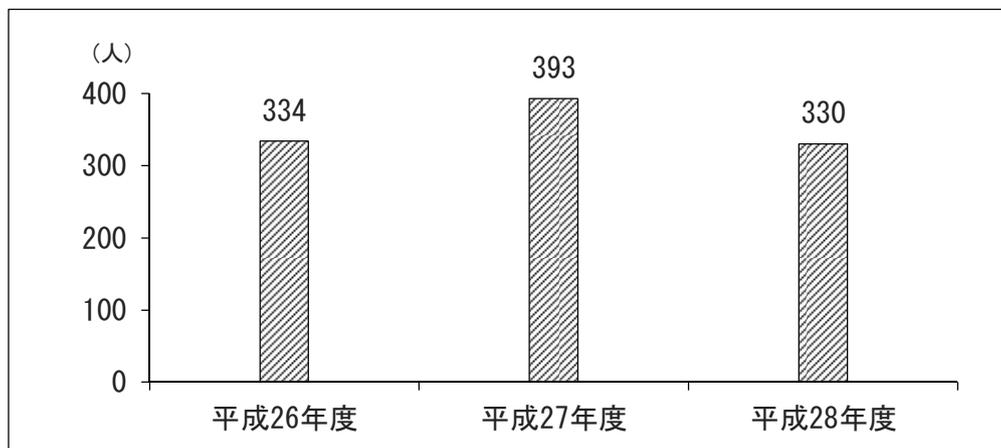


資料：生涯学習課

③ボランティア活動への参加者数

ボランティア活動の参加者数は、平成26年度が334人、平成27年度が393人、平成28年度が330人であり、300人台で推移しています。

■ボランティア活動への参加者数の推移

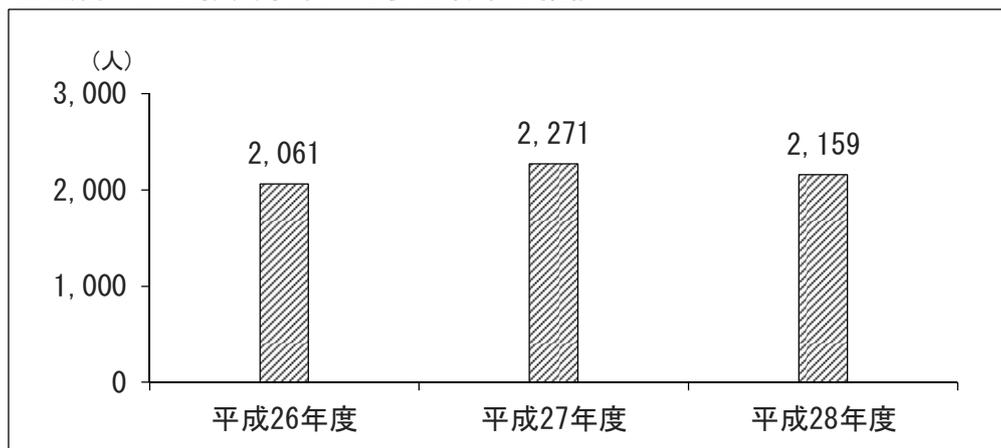


資料：生涯学習課

④芸術・文化振興事業への参加者数

芸術・文化振興事業への参加者数は、平成26年度が2,061人、平成27年度が2,271人、平成28年度が2,159人であり、2,000人から2,200人台で推移しています。

■芸術・文化振興事業への参加者数の推移

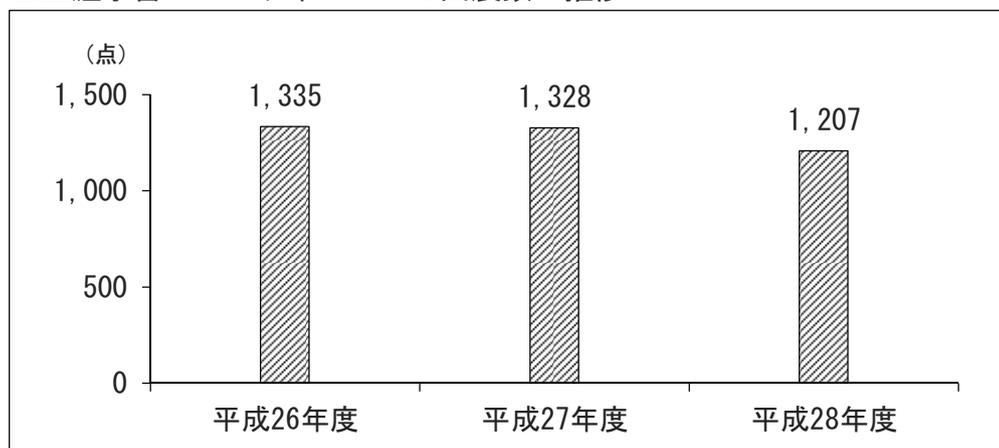


資料：生涯学習課

## ⑤生涯学習フェスティバルへの出展数

生涯学習フェスティバルへの出展数は、平成26年度が1,335人、平成27年度が1,328人、平成28年度が1,207人であり、やや減少しています。

## ■生涯学習フェスティバルへの出展数の推移

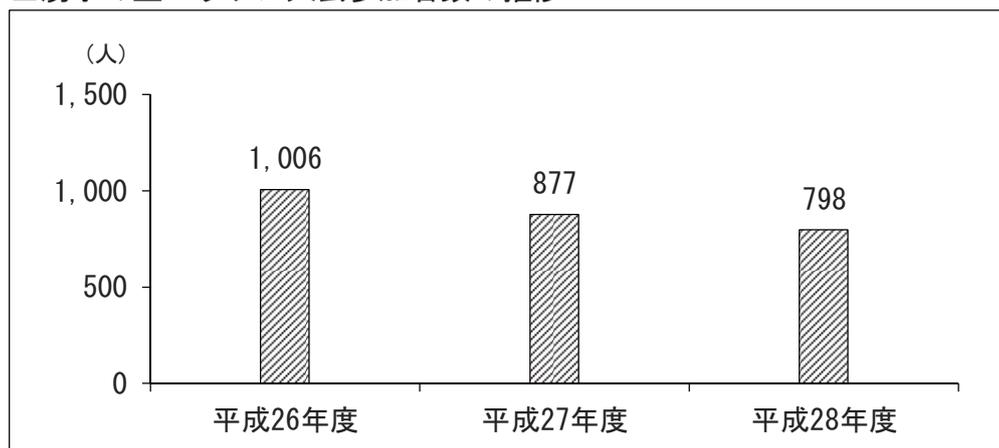


資料：生涯学習課

## ⑥湧水の里マラソン大会参加者数

湧水の里マラソン大会参加者数は、平成26年度が1,006人、平成27年度が877人、平成28年度が798人であり、減少傾向にあります。

## ■湧水の里マラソン大会参加者数の推移

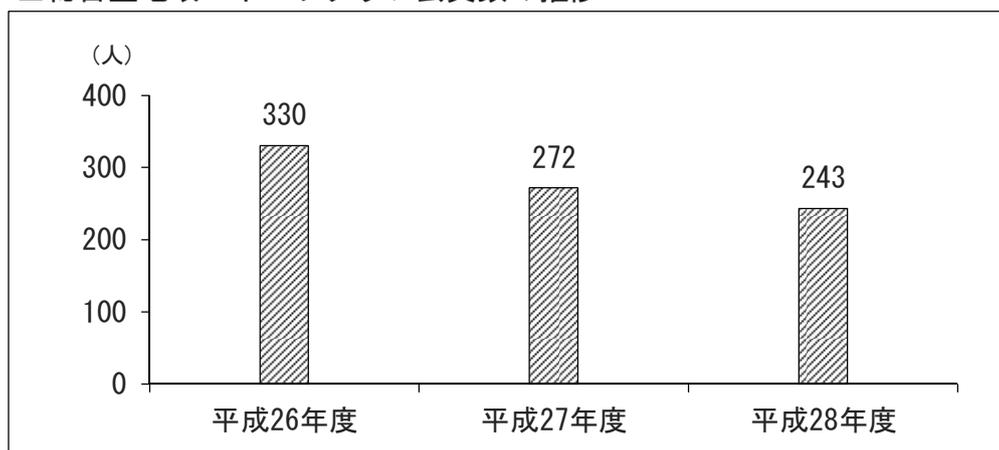


資料：生涯学習課

⑦総合型地域スポーツクラブ会員数

総合型地域スポーツクラブ（NPO法人しおやユリピースポーツクラブ）の会員数は、平成26年度が330人、平成27年度が272人、平成28年度が243人であり、減少傾向にあります。

■総合型地域スポーツクラブ会員数の推移



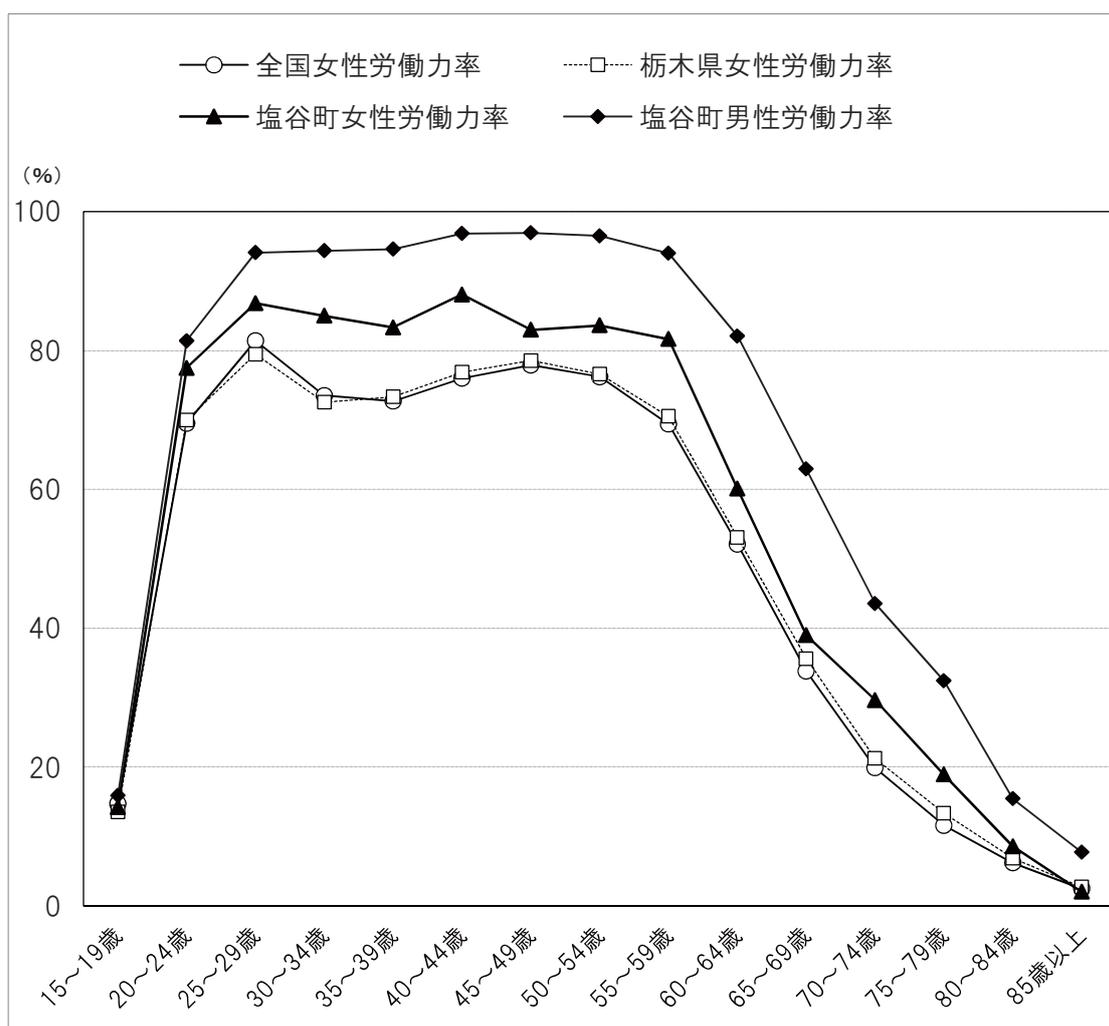
資料：生涯学習課

### (3) 男女共同参画の状況

#### ① 年齢別労働力率\*

平成27年の国勢調査では、塩谷町の女性の労働力率は栃木県及び全国の割合を上回っており、20歳代後半から30歳代後半での割合の低下は小さくなっています。

#### ■ 年齢別労働力率



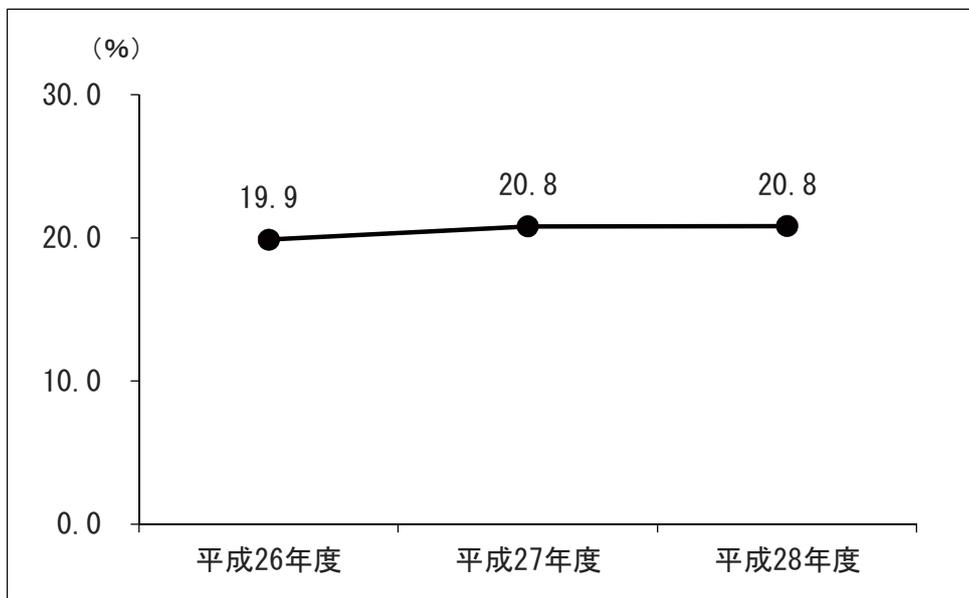
資料：平成27年国勢調査

※労働力率：15歳以上の人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

②町の会議等における女性の割合

会議等における女性委員の割合は、平成26年度以降、20%前後で推移しており、平成28年度では20.8%となっています。

■町の会議等における女性の割合



注) 会議等は、地方自治法第180条の5及び202条の3に基づく会議

資料：生涯学習課

## (4) 学習活動等の資源の状況

学習活動等の関連資源として、町内には次のような施設があります。

## ■学習活動等の資源

区 分	名 称
①教育・文化・スポーツ等施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生涯学習センター</li> <li>○図書館</li> <li>○塩谷町地域子育て支援センター</li> <li>○認定しおやこども園、ふにゅう保育園、おおみや保育園</li> <li>○玉生小学校、船生小学校、大宮小学校</li> <li>○塩谷中学校</li> <li>○総合公園</li> <li>○玉生運動広場、船生東運動広場、船生西運動広場、大久保運動広場</li> <li>○熊ノ木体育館、玉生体育館、田所体育館、船生西体育館、船生東体育館、大久保体育館</li> <li>○仮設保健センター（野いちご館）</li> <li>○自然休養村センター</li> <li>○東古屋キャンプ場</li> <li>○老人福祉センター</li> <li>○親水公園（東荒川ダム湖畔）</li> </ul>
②地域の学習活動施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○玉生コミュニティセンター</li> <li>○大宮コミュニティセンター</li> <li>○船生コミュニティセンター（道の駅「湧水の郷しおや」）</li> <li>○各地区自治公民館</li> </ul>



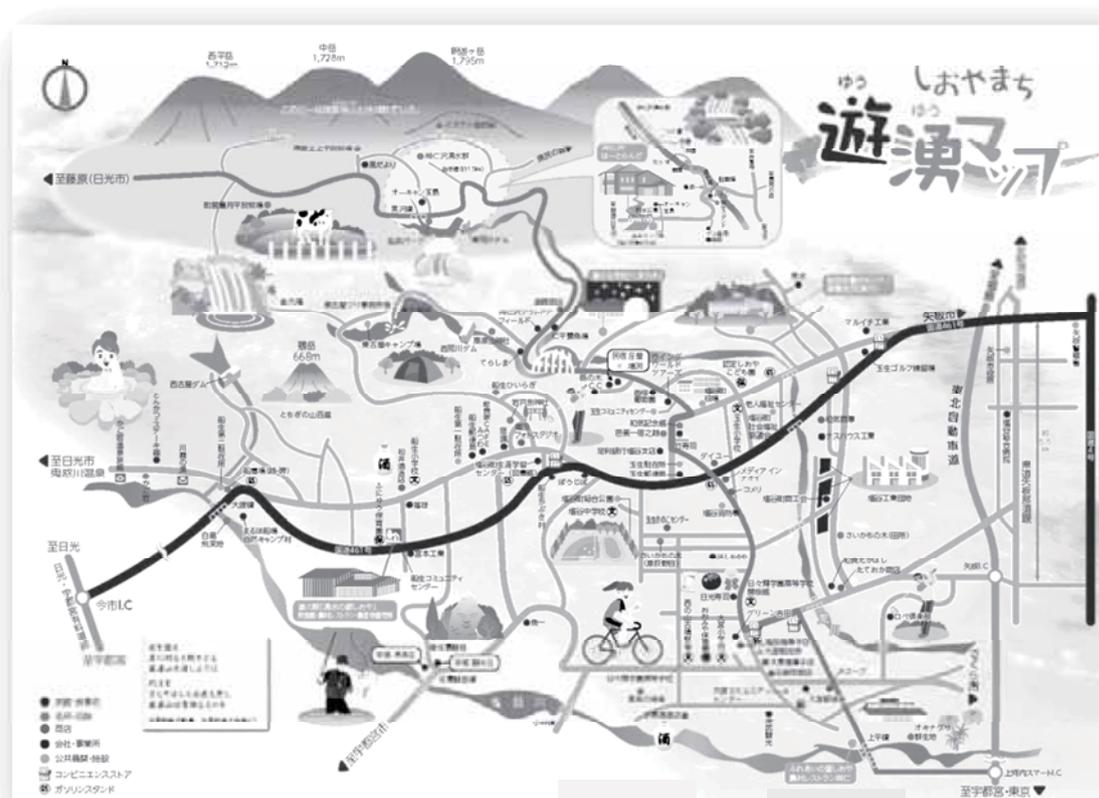
●生涯学習センター



●総合公園

## 第2章 町の現状

区分	名称
③その他の学習関連施設(民間の施設を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日々輝学園高等学校</li> <li>○星ふる学校「くまの木」</li> <li>○和気記念館</li> <li>○尚仁沢はーとらんど</li> <li>○ふれあいの里しおや</li> <li>○道の駅「湧水の郷しおや」(交流館・多目的ホール)</li> <li>○ゴルフ場(ロペ倶楽部、栃の木カントリークラブ)</li> <li>○船生かぶき村</li> <li>○オーキャン宝島</li> </ul>



●町内マップ

## 2 町民の意識

平成28年度において、生涯学習・男女共同参画に関する意識を把握するため、18歳以上の町民（無作為抽出1,000人）を対象に、郵送により調査を実施しました。

### （1）生涯学習に関する意識について

#### ①学習活動への参加状況等

学校以外での何らかの学習活動を経験しているのは6割台であり、町民体育祭など町・コミュニティ主催事業への参加が多くなっています。

ボランティア活動に関心がある割合は6割台であり、女性の40歳以上では高齢者や障がい者などへの福祉ボランティアへの参加意向があります。

週に1回以上運動をしているのは4割台ですが、女性の40～59歳ではやや低く2割台となっています。

地域では、各行政区などでの地域活動、PTA、学校ボランティアなどの活動やスポーツやレクリエーションなどを行うサークル活動などに参加しており、生きがいや楽しみ、健康・体力づくりの機会となっています。

#### ②学習活動への意向

興味・関心が高い学習活動は、趣味やけいこごと、健康やスポーツ、家庭生活であり、学習形態は見学会や体験学習、講演や講義への参加が望まれています。

活動の希望曜日・時間帯は、60歳以上では平日の午後、男性では日曜日、休日の午前、女性では土曜日（18～39歳は午前、40～59歳は夕方・夜間）が高くなっています。

学習活動の情報の入手先は、町の広報紙（広報しおや）が6割台であり、女性の60歳以上ではチラシ・ポスターにも関心があります。

学習活動への参加の難しさとして、忙しい、講座の開催日時に都合がつかない、魅力的な講座が少ないことがあげられています。

#### ③学習活動、スポーツ振興への取り組み

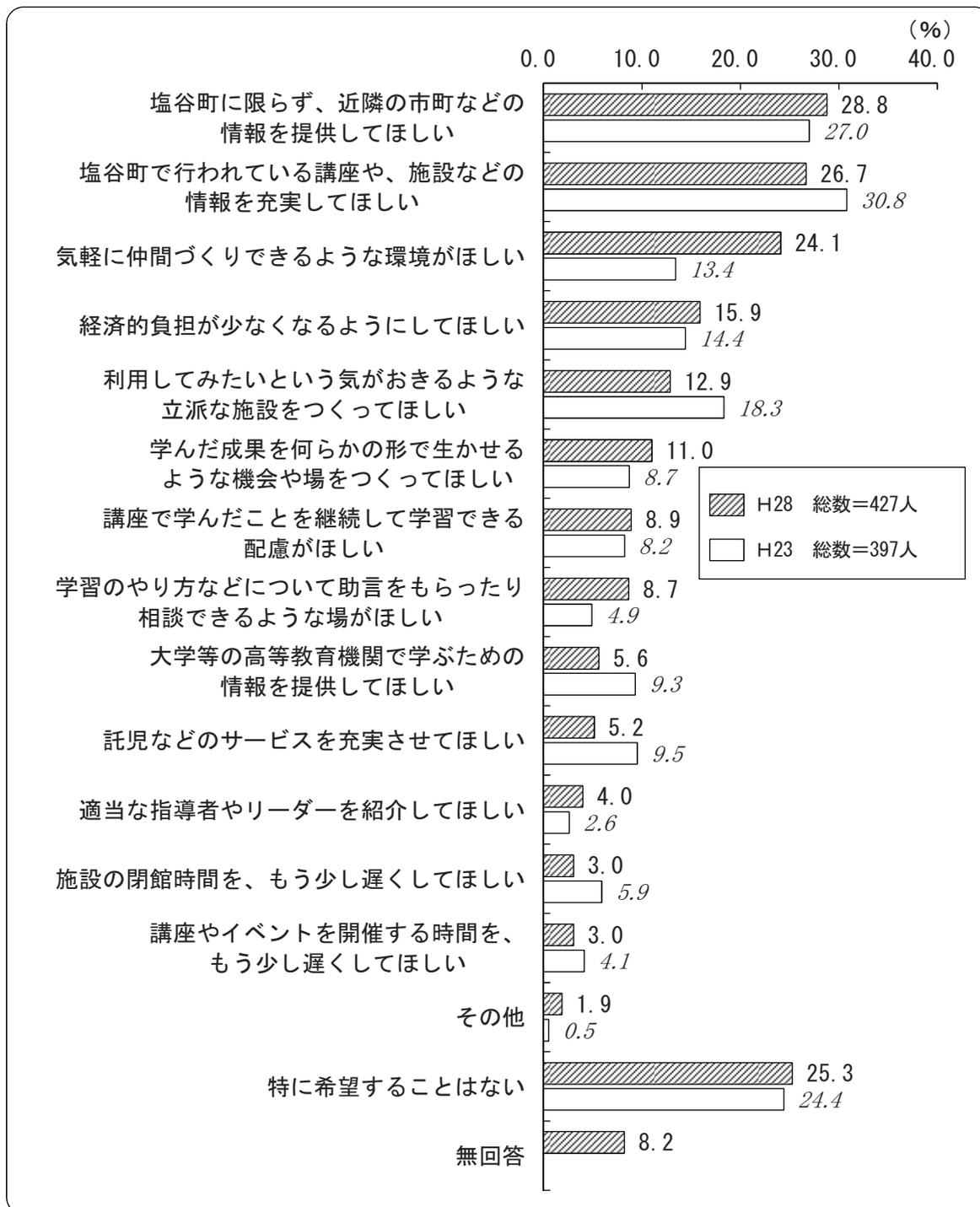
学習活動の支援として、近隣市町の学習情報、塩谷町での講座や施設情報、仲間づくりができる環境が望まれています。

スポーツの振興策では、ニュースポーツの普及啓発、公共スポーツ施設の充実や使いやすさの向上、各種スポーツ教室やイベントなどの充実などが望まれており、女性の40歳以上では公共スポーツ施設などにおける健康・体力相談などメディカル体制の整備も望まれています。

## 第2章 町の現状

総合型地域スポーツクラブ（しおやユリピースポーツクラブ）の周知は6割台ですが、参加意向は1割台となっています。

### ■希望する学習活動の支援策



## (2) 男女共同参画に関する意識について

### ①男女共同参画に関する用語等の周知状況

男女共同参画に関する法律や用語の周知は、セクハラ、DV、マタハラは6割台ですが、リプロダクティブ・ヘルツ/ライツ(性と生殖に関する健康・権利)、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)、ダイバーシティ(雇用機会均等・多様な生き方)では低くなっています。

### ②男女共同参画に関する意識

男女は「平等」との意識は、学校教育(生活)では約半数ですが、社会や生活の中では「男性が優遇」が「平等」を上回っています。

家族の介護については、夫(父)、妻(母)の「ほぼ均等」な参加が望まれています。子どものしつけや育児、学校行事、食事のしたく、洗たくでは、「ほぼ均等」の参加を望む意識が低くなっています。

男性は仕事、女性は家で家事・育児という考え方について、「そうは思わない割合(38.1%)」が「そのとおりだと思う割合(21.8%)」を上回っています。

職場での性別による不平等は、賃金や昇級(昇進や昇格)、お茶出しやそうじなどの雑用の頻度、育児休業の取得のしやすさなどがあげられています。

男性の家事等への参加に必要なことは、夫婦や家族間でのコミュニケーション、男性自身の抵抗感をなくすこと、労働時間短縮や休暇制度の普及があげられています。

### ③配偶者等による暴力(DV)への意識

配偶者等の暴力については、テレビや新聞などの報道で見聞きしたことがあるが6割台です。

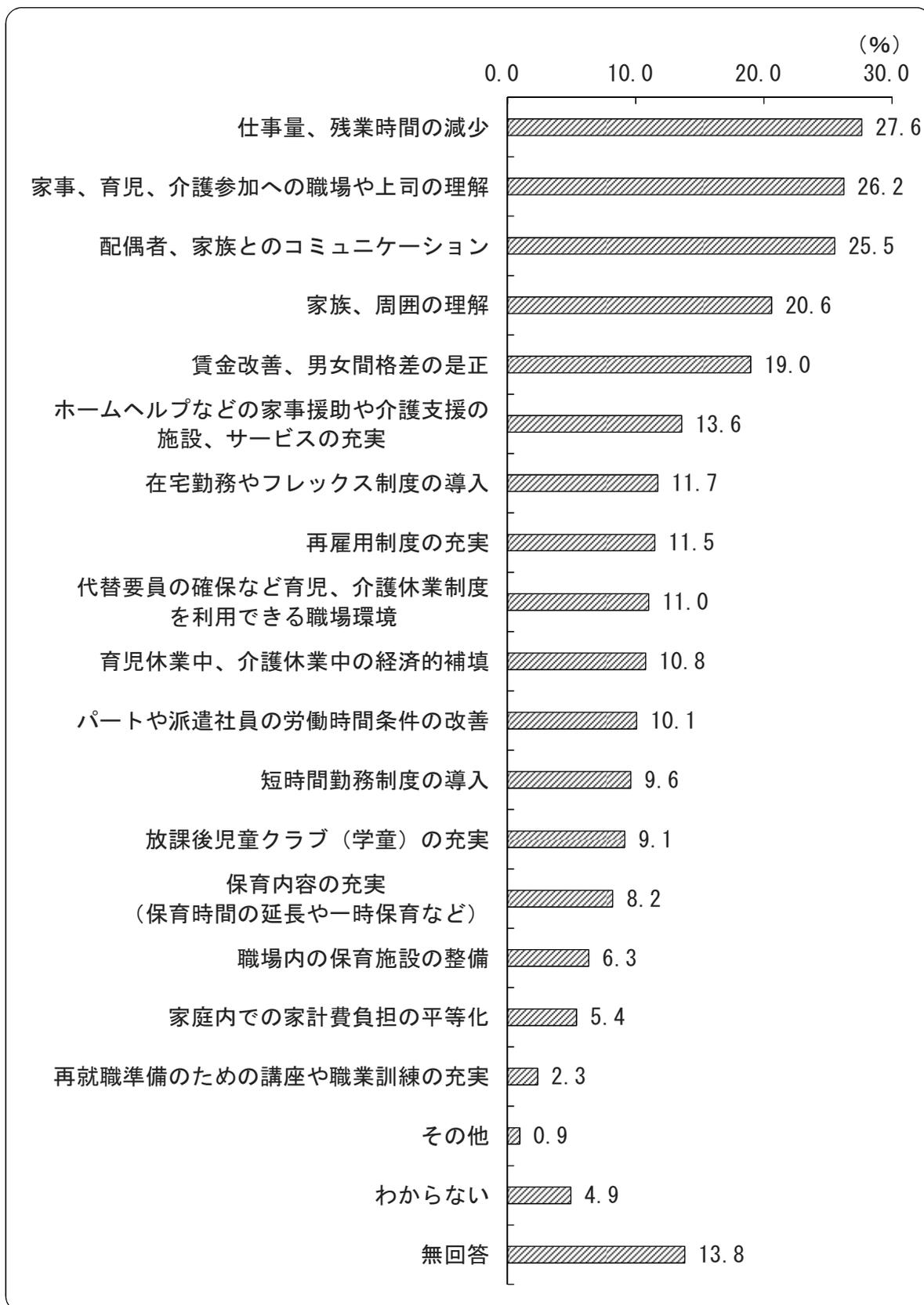
また、少数ながら、身近に暴力を受けた当事者がいる、暴力を受けたことがあるとのアンケートの回答もありました。

### ④仕事と家庭生活の調和の実現への取り組み

仕事と家庭生活の調和の実現には、仕事量、残業時間の減少、家事、育児、介護参加への職場や上司の理解、配偶者、家族とのコミュニケーションなどがあげられています。

また、男性の18~39歳では、保育内容の充実(保育時間の延長や一時保育など)もあげられています。

■仕事と家庭生活の調和に必要なこと



### 3 団体の今後の意向

生涯学習（社会教育）及び女性団体について、活動状況や男女共同参画に関する意向を把握するため、調査を実施しました。

#### （1）生涯学習（社会教育）関連団体の意向

生涯学習（社会教育）関連団体からは、次のような活動継続上の困難点や町への協力の希望、生涯学習推進にあたっての提案等があげられています。

##### ■生涯学習（社会教育）関連団体の意向

項目	内容
活動継続上の困難点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会員数が増えない</li> <li>○高齢化により会場の準備が困難になる</li> <li>○仕事や家庭の事情により、事業への参加が難しい</li> <li>○郷土芸能の後継者不足、地域の理解が不足している</li> </ul>
町への協力依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>○団体活動、コミュニティ活動に必要な費用の助成</li> <li>○学校の施設・設備を充実してほしい</li> <li>○郷土芸能の用具の修繕費用の補助</li> <li>○コミュニティ事業活動についての広報</li> <li>○コミュニティ活動ボランティアの育成</li> <li>○学校におけるボランティア活動についての周知</li> </ul>
生涯学習推進についての提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>○講演会、講習会の広報の方法を工夫する</li> <li>○コミュニティによるスポーツ活動を進める</li> </ul>

(2) 女性団体の意向

女性団体からは、次のような活動継続上の困難点や町への協力の希望、男女共同参画推進にあたっての提案等があげられています。

■女性団体の意向

項目	内容
活動継続上の困難点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの部活、親の介護、仕事等で会員の減少、高齢化</li> <li>○各団体との連携が難しい</li> </ul>
町への協力依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報紙（広報しおや）に活動内容を紹介してほしい</li> <li>○会員募集のお知らせを掲載してほしい</li> </ul>
男女共同参画推進についての提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>○女性団体の活動を充実する</li> <li>○町民への情報発信をすることが必要</li> <li>○地域ごとで、外に目を向ける工夫が必要</li> <li>○母親の交流の場となる公園があるといい</li> <li>○文化・芸術分野への男性の参加が増えるとよい</li> <li>○女性の会員が多いので、女性の特質を生かした仕事ができるとうい</li> <li>○参加しやすいテーマや日時で事業を開催する</li> <li>○男女共同による高齢者の支援活動の実施</li> <li>○福祉に偏らないボランティア育成</li> <li>○各区コミュニティセンターでの活動の実施</li> </ul>

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

#### 生涯学習推進の理念

生涯学習社会は、だれでも、いつでも、どこでも学ぶことができ、学びを通して自らを高め、さらに学んだことを地域の中でいかすことができる社会です。

塩谷町は、一人ひとりの学びを支援するとともに、身近な生活課題や地域課題についても共に学び合うことにより、町民、学習団体、NPO法人、事業所、行政の協働によりあらゆる課題を解決できるまちづくりに取り組みます。

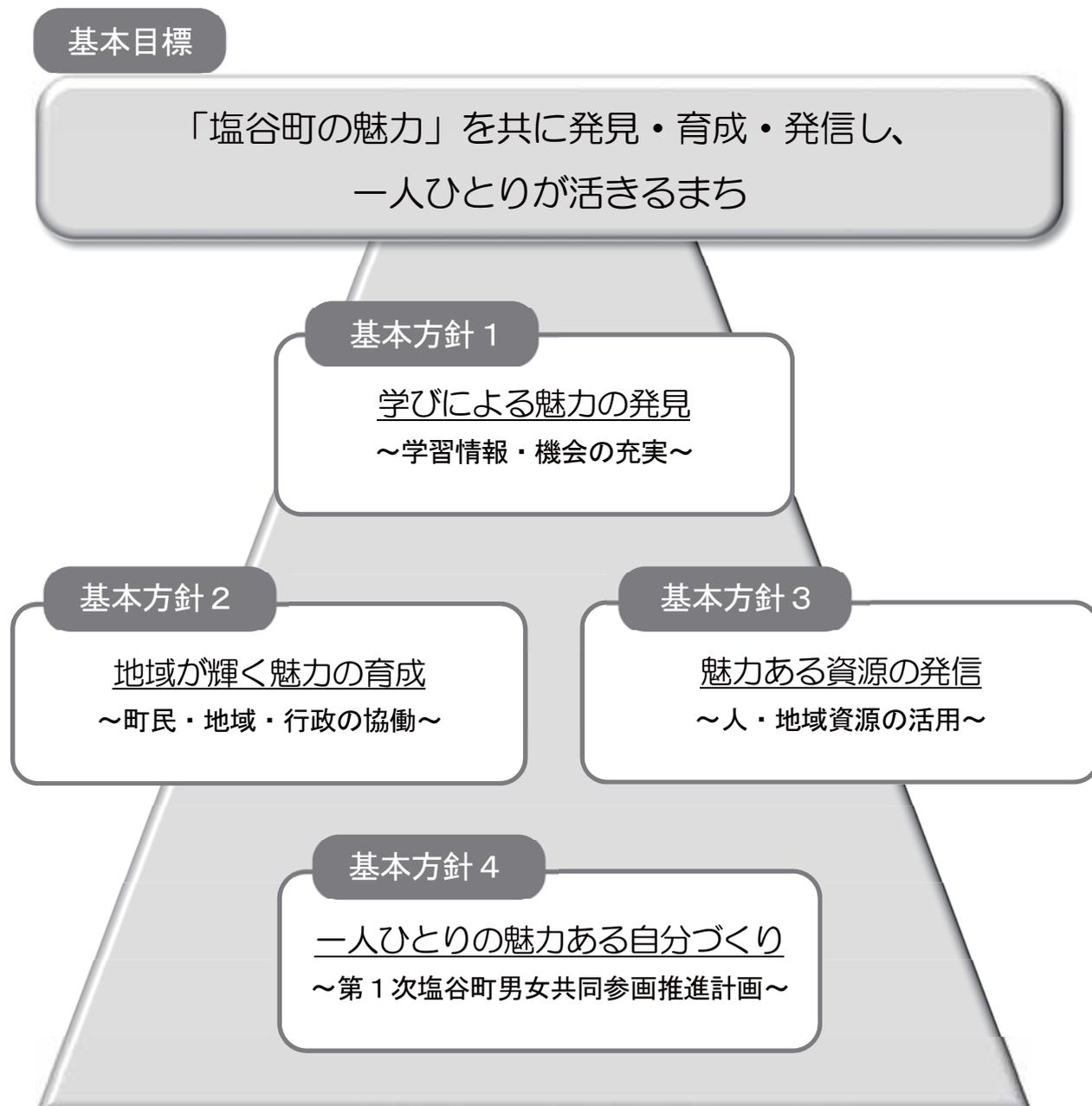
#### 男女共同参画推進の理念

男女共同参画社会は、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。

塩谷町は、家庭、地域、職場、学校など、あらゆる場・機会を通じて男女共同参画意識の普及・啓発を進めるとともに、女性団体の活動を支援することにより、お互いに尊重し合い、一人ひとりが自分らしく生きることができるまちづくりに取り組みます。

## 2 基本目標

基本理念の考え方に基づき、学びによる人づくり、地域づくり、絆づくり、自分づくりを進め、『「塩谷町の魅力」を共に発見・育成・発信し、一人ひとりが生きるまち』の実現を目指し、4つの基本方針により施策の推進を図ります。



### 3 基本方針

基本目標である『「塩谷町の魅力」を共に発見・育成・発信し、一人ひとりが活きるまち』の実現に向けて、次の基本方針により施策の推進を図ります。

#### 基本方針

#### 学びによる魅力の発見

～学習情報・機会の充実～

1

「だれでも、いつでも、どこでも」学ぶことができ、学びによる魅力を発見できるよう、学習情報の収集、提供に努めるとともに、学習機会の充実を図ります。

#### 基本方針

#### 地域が輝く魅力の育成

～町民・地域・行政の協働～

2

一人ひとりの学習活動が地域課題の解決につながり、地域が輝く魅力となるよう、町民と行政の協働による学びの成果の発表機会を充実するとともに、コミュニティ活動、団体等の活動を促進します。

#### 基本方針

#### 魅力ある資源の発信

～人・地域資源の活用～

3

一人ひとりの学びによる成果、地域の学習関連施設、歴史や文化などを魅力ある資源として発信できるよう、地域人材、学習関連施設、伝統文化・郷土芸能の活用・継承を図ります。

#### 基本方針

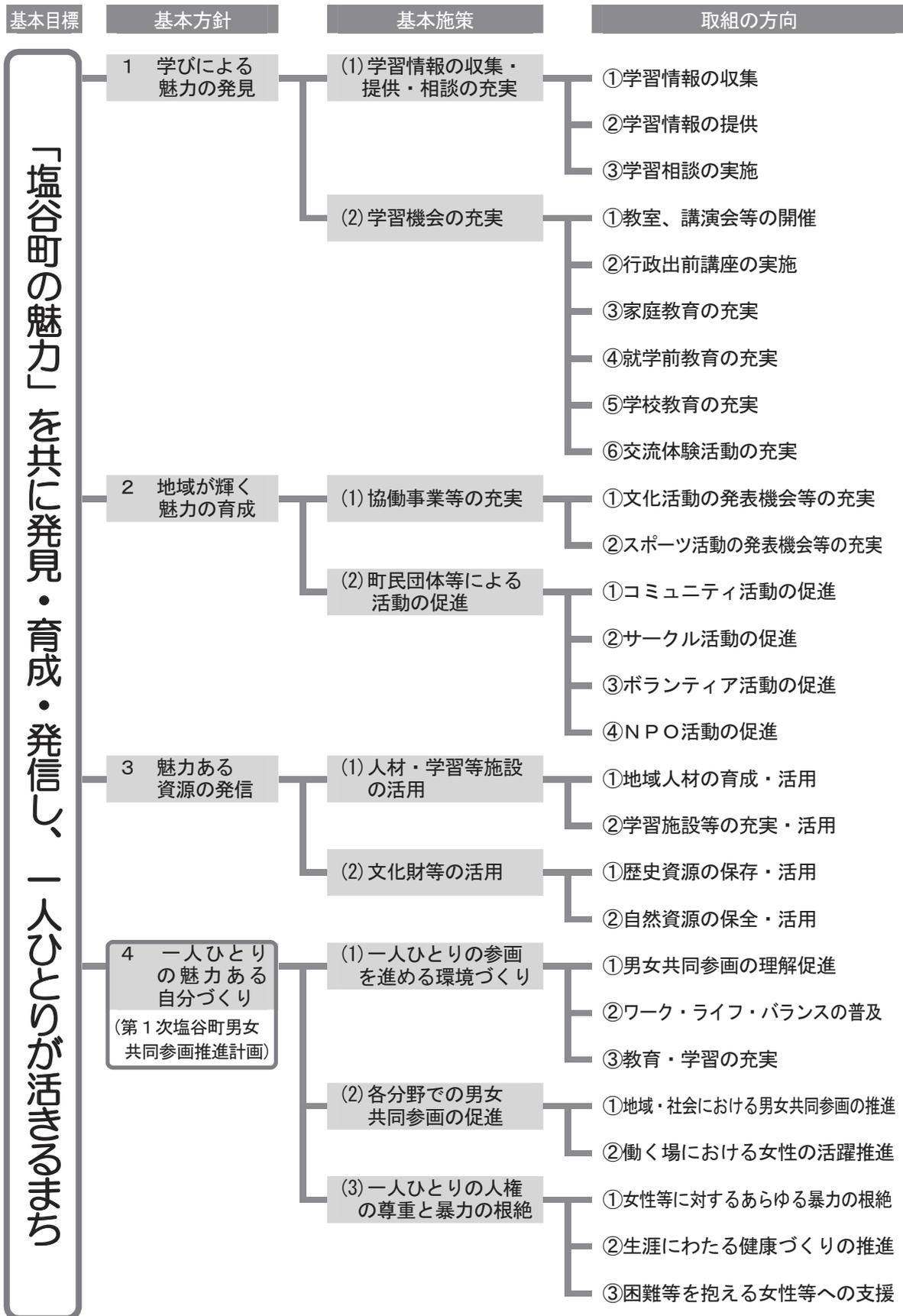
#### 一人ひとりの魅力ある自分づくり

～第1次塩谷町男女共同参画推進計画～

4

一人ひとりが自分らしく生き、自分の魅力を輝かせることができるよう、人それぞれの社会参画を各分野で促進するとともに、一人ひとりの人権を尊重するまちづくりを進めます。

## 4 施策体系



# 第4章 施策の展開

## 1 学びによる魅力の発見

～学習情報・機会の充実～

### (1) 学習情報の収集・提供・相談の充実

#### <現状と課題>

町民の多様な学習ニーズに対応するため、町内外の学習関連情報を収集するとともに、生涯学習ガイド「まなびのススメ」、 「まなびの講座」ガイド、ウォーキングマップの発行、広報紙（広報しおや）、町ホームページなどにより、学習情報、町民団体の活動情報の提供を進めています。

また、生涯学習センターでは、町民の多様な学習相談に対応しています。

意識調査では、学習活動の支援として近隣市町の学習情報の提供、塩谷町での講座や施設情報の充実が望まれており、学習情報の入手先として広報紙（広報しおや）が多くなっています。

今後も、一人ひとりの学びの意欲を高められるよう、近隣市町等との連携による学習情報の収集、提供とともに、学習活動に関する相談に努める必要があります。



●まなびのススメ



●ホームページ

<取組の方向>

施策	取組	関係課等
①学習情報の収集	○関係各課等が実施する学習関連活動の情報の収集に努めます。	生涯学習課
	○町内の団体等が実施する学習関連活動の収集に努めます。	生涯学習課
	○県、近隣市町が行う講演会、イベント等の学習関連活動の収集に努めます。	生涯学習課
②学習情報の提供	○広報紙（広報しおや）、町ホームページ、まなびのスヌメ、まなびの講座、ウォーキングマップなどにより、学習情報、町民団体による活動情報の提供を進めます。	生涯学習課 関係各課
	○広域的な学習活動を促進するため、県、近隣市町の学習関連情報の提供を進めます。	生涯学習課
③学習相談の実施	○生涯学習センターにおいて学習相談を実施し、町民の学習活動の支援を進めます。	生涯学習課



●ウォーキングマップ



●広報しおや（生涯学習だより）



●情報広報コーナー

## (2) 学習機会の充実

### <現状と課題>

町民の学習機会を充実するため、生涯学習センター、各地区コミュニティセンター、子育て支援センター、学校等において、家庭教育や人権教育、文化・スポーツ等の教室、イベント、講演会、文化振興事業等の開催、しおやの子どもを育てるフォーラムなど、子育て、健康づくり、生きがいくりなど、ライフステージに対応した学習機会を提供しています。

行政課題に対応した学習や趣味・教養・レクリエーションの活動を支援するため、行政職員による行政出前講座、町民ボランティアによる講師の派遣を行うゆりぴーバンクの活用を進めています。

認定こども園、保育園、小学校、中学校では、語学、食育、外国の文化を理解する教育に取り組んでいるとともに、家庭教育学級を実施しています。

中学生の国際理解を進めるため、オーストラリアへの派遣を行っています。

また、ウィークエンド・サークル活動などにより、子どもの自然体験や交流体験の機会を提供しています。

意識調査では、望まれる学習形態として見学会や体験学習、講演や講義への参加、スポーツ振興策としてニュースポーツの普及啓発、各種スポーツ教室やイベントのなどの充実などがあげられています。

今後も、ライフステージや町民の学習ニーズに対応した教室・講演会等を開催し、学習機会の提供に努める必要があります。



●塩谷中学校オーストラリア派遣



●行政出前講座（選挙の話）



●ウィークエンド・サークル活動



●湧水マラソン大会

<取組の方向>

施策	取組	関係課等
①教室、講演会等の開催	○住民の学習ニーズやライフステージに合わせ、人権教育、家庭教育、文化、スポーツ、健康づくり、子育て支援、介護予防、生きがいづくりなどの教室、講演会、文化振興事業等を開催します。	生涯学習課 関係各課
②行政出前講座の実施	○行政課題についての学習機会として、行政出前講座を実施します。	関係各課
③家庭教育の充実	○家庭教育の充実を図るため、認定こども園、保育園、小学校、中学校における家庭教育学級を進めます。	生涯学習課
④就学前教育の充実	○保育園、認定こども園において、子どもの成長に応じた教育・保育内容の充実を図ります。	保健福祉課
⑤学校教育の充実	○外国語教育、福祉教育、環境教育、特別支援教育を充実するとともに、国際交流活動や食育を進めます。	学校教育課
⑥交流体験活動の充実	○ウィークエンド・サークル活動など、子どもの自然体験や交流体験の学習を提供します。	生涯学習課



●家庭教育学級（学校）



●高齢者学級合同開校式



●人権教育（学校）



●親子で楽習（町家庭教育学級）

## ■ライフステージ別の主な学習機会

ライフ ステージ	取 組	関係課等
乳幼児期	○乳幼児健診、相談事業	保健福祉課
	○親子ふれあいコンサート	子育て支援センター
	○子育て支援事業	子育て支援センター
	○家庭教育学級	生涯学習課
	○ブックスタート事業	生涯学習課
	○交通安全教室	総務課
青少年期	○ウィークエンド・サークル活動	生涯学習課
	○ジュニアリーダーズクラブ	生涯学習課
	○しおやサマースクール	生涯学習課
	○スポーツ教室（水泳）	生涯学習課
	○家庭教育学級（「親子で学習」など）	生涯学習課
	○郷土芸能の継承	生涯学習課
	○芸術鑑賞	生涯学習課
	○マイチャレンジ事業（職場体験）	塩谷中学校
	○福祉ボランティア講座	生涯学習課 保健福祉課 社会福祉協議会
	○子どもの読書活動推進	生涯学習課 図書館
成人期	○まなびの講座	生涯学習課
	○しおやの子どもを育てるフォーラム	生涯学習課
	○人権教育講演会	生涯学習課
	○県立博物館市町連携事業	生涯学習課
高齢期	○介護予防教室	保健福祉課
	○高齢者学級	生涯学習課
	○高齢者交通安全教室	総務課
	○まなびの講座	生涯学習課

※「ふれあい学習」：子ども同士、大人同士、子どもと大人、そして幅広い年代の人々との交流活動や体験学習を通し、子どもの「生きる力」を育てながら「家庭と地域の教育力の向上」を目指し、地域づくりにつながるものである。

## 2 地域が輝く魅力の育成

～町民・地域・行政の協働～

### (1) 協働事業等の充実

#### <現状と課題>

文化活動の学習成果の発表の機会として、町文化協会と協働で行う定期総会・春の芸能発表会（作品展、ステージ部門）、秋の邦楽祭、生涯学習フェスティバル、生涯学習推進大会を開催しています。

また、矢板市、さくら市、高根沢町との連携による塩谷地区芸術祭（音楽祭、学校演劇祭、邦楽祭、作品展）を開催しています。

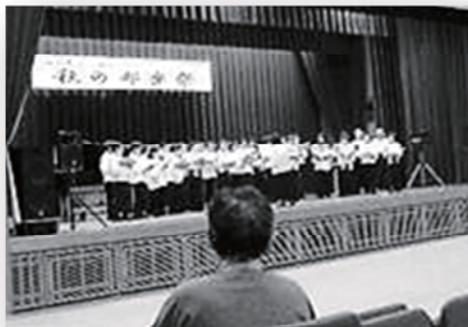
町民の文化意識を高めるため、優れた文化や芸能に親しむ機会として、文化振興事業（文化芸能鑑賞等）を開催しています。

スポーツ活動の学習成果の発表の機会として、各実行委員会と協働で行う町民体育祭、各種スポーツ大会、湧水の里マラソン大会、ファミリーなわとび大会、町民ハイキング（体育協会主催）などを開催しています。

このように、各分野にわたって各種の催しが行われていますが、参加者数が減少しているものもあり、課題となっています。

意識調査では、町民体育祭、各コミュニティで行うイベント、各種スポーツ大会、生涯学習フェスティバルへの参加経験が高くなっています。

今後も、より魅力あるまちづくりを進める上でも、町民の学習への関心と意欲を高め、健康の増進、体力づくり、町民相互の交流の機会として、町民と地域、行政が協働し、文化・スポーツ活動などの発表機会等を充実する必要があります。



●町文化協会邦楽祭



●塩谷町少年相撲大会

<取組の方向>

施策	取組	関係課等
①文化活動の発表機会等の充実	○まなびの講座、高齢者学級の受講生の学びの成果を発表する機会として、生涯学習推進大会を開催します。	生涯学習課
	○優れた文化芸能に親しめるよう、文化振興事業（文化芸能鑑賞等）を開催します。	生涯学習課
	○子どもから大人までの作品展として、生涯学習フェスティバルを開催します。	生涯学習課
	○町文化協会との連携により、町文化協会定期総会・春の芸能発表会（作品展、ステージ部門）、秋の邦楽祭を開催します。	生涯学習課
	○2市2町の連携による塩谷地区芸術祭（音楽祭、学校演劇祭、邦楽祭、作品展）を開催します。	生涯学習課
	○こどもまつりを町子ども会連合会（育成会）やジュニアリーダーズと共に開催します。	生涯学習課
	○社会を明るくする運動作文コンクールを実施し、児童生徒の朗読発表を行います。	生涯学習課 住民課 保健福祉課
②スポーツ活動の発表機会等の充実	○町民体育祭、各種スポーツ大会、湧水の里マラソン大会、ファミリーなわとび大会などのイベントを開催します。	生涯学習課



●生涯学習フェスティバル



●社会を明るくする運動  
作文コンクール表彰式

(2) 町民団体等による活動の促進

<現状と課題>

町民が主体となった団体活動として、各地区のコミュニティ推進協議会が活発に活動しており、学習活動、スポーツ活動、ボランティア活動などを行なっています。

生涯学習センター及び各コミュニティセンターでは、町民により多様なサークル活動が行われています。

生涯スポーツ社会の実現に向け、NPO法人しおやユリピースポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）が活動していますが、参加者数が減少しています。

また、スポーツイベントを開催する民間団体があるほか、公共施設の活用に取り組むNPO法人が設置されています。

意識調査では、ボランティア活動に関心がある方が約6割となっています。

生涯学習関連団体からは、団体活動、コミュニティ活動に必要な費用の助成、コミュニティ事業活動の広報、コミュニティ活動ボランティアの育成、学校におけるボランティア活動の周知が求められています。

今後も、町民主体による活動をさらに拡大できるよう、町民への団体活動の情報提供を進めるとともに、コミュニティ活動、サークル活動、ボランティア活動、NPO法人、民間団体による活動を支援する必要があります。

■各コミュニティ推進協議会の主な事業

区分	主な事業
玉生地区コミュニティ推進協議会	8月 グランドゴルフ大会 8月 親子ふれあい手持ち花火大会 11月 玉生コミュニティまつり 11月 輪投げ大会 12月 ファミリースポーツ大会
船生地区コミュニティ推進協議会	6月 合同視察研修会 8月 子どもと楽しむ夏の夕べ 10月 グランドゴルフ競技大会 10月 健康ハイキング 11月 ふるさとコミュニティ祭り
大宮地区コミュニティ推進協議会	4月 花まつり 5月 なが〜いのり巻きづくり 8月 夏の夕べ（肝だめし・花火） 9月 交通安全輪投げ大会 11月 ふれあいコミュニティ祭り

## ■生涯学習（社会教育）団体一覧（平成29年10月現在）

No.	団体名等	備考
1	県青少年指導員	町社会教育関係団体
2	町体育協会	
3	町文化協会	
4	町女性団体連絡協議会	
5	家庭教育オピニオンリーダーズ・アイ	
6	町PTA連絡協議会	
7	町子ども会連合会	
8	町保育園保護者会連合会	
9	町社会福祉協議会	
10	町婦人会	各種関係団体
11	町文化財保護審議会	
12	町青少年育成町民会議	
13	ウィークエンドサークル実行委員会	
14	町ジュニアリーダーズクラブ	
15	町スポーツ推進委員会	
16	町各種スポーツ大会実行委員会	
17	町スポーツ少年団	
18	町各種スポーツ協会	
19	地域教育力活性化本部事業協議会	コミュニティ事業
20	船生地区コミュニティ推進協議会	
21	玉生地区コミュニティ推進協議会	
22	大宮地区コミュニティ推進協議会	外部補助金団体
23	NPO法人しおやユリピースポーツクラブ	
24	風見太々神楽保存会	伝統文化保存関係団体
25	寺小路獅子舞保存会	
26	道下獅子舞保存会	
27	山口獅子舞保存会	
28	上平の大杉囃子保存会	
29	おはなしひろば@しおや	図書館ボランティア団体
30	オキナグサを守る会兼大久保まちづくり推進委員会	希少植物保存会
31	びいどろや	学校支援ボランティア

＜取組の方向＞

施策	取組	関係課等
①コミュニティ活動の促進	○各地区コミュニティ推進協議会における、高齢者部会、体育振興部会、青少年育成部会、ボランティア部会などの活動を促進します。	生涯学習課
②サークル活動の促進	○生涯学習センター及び各コミュニティセンターにおける自主サークル活動を促進します。	生涯学習課
③ボランティア活動の促進	○福祉活動、介護予防、環境保全活動、交通安全活動、防犯活動、防災活動など、町民によるボランティア活動を促進します。	保健福祉課 総務課
④NPO法人による活動の促進	○子どもから高齢者までのスポーツ活動の普及、中学校の部活動指導を充実するため、NPO法人しおやユリピースポーツクラブの活動を促進します。	生涯学習課
	○スポーツイベントを開催する民間団体、公共施設の活用に取り組むNPO法人の活動を促進します。	企画調整課 各種団体



●大宮コミュニティ・花祭り



●船生コミュニティ・コミュニティ祭り



●玉生コミュニティ・親子花火大会



●オキナグサ

### 3 魅力ある資源の発信

#### ～人・地域資源の活用～

##### (1) 人材・学習施設等の活用

###### <現状と課題>

町民の学習成果を生かし、学習資源として活用を進めるため、町民を講師として登録するゆりぴーバンクを整備しており、サポートコース（学習要請に応じて町民の学びをサポート）、自主講座コース（講師自らが公民館や体育館などで自発的に講座を開催し町民の学びを支援）により、団体や学校などに出向き学びをサポートしています。

地域教育力活性化事業として、学校の教育活動を支援するため、学校からの要請により学校支援ボランティアバンクから人材の派遣を行っています。

中学生、高校生によるジュニアリーダーズでは、こどもまつりなどのイベントへの協力、女川町ジュニアリーダーズとの交流研修会を行っています。

家庭教育オピニオンリーダーズ・アイは、ふれあいイベントを実施しているほか、保護者向けに親学習プログラムを提供しています。

塩谷町の生涯学習関連施設は、生涯学習センター、図書館、郷土資料館、各地区コミュニティセンターがあるほか、自然休養村センター、道の駅「湧水の郷しおや」、尚仁沢はーとらんど、ふれあいの里しおや、東古屋キャンプ場などを整備しています。

廃校となった施設は、学校法人による高等学校の設置、NPO法人による宿泊・体験型施設として活用しています。

社会体育施設は、総合公園（野球場、テニスコート、陸上競技場、相撲場等）を整備しているほか、各地区運動広場、体育館があり活用されています。

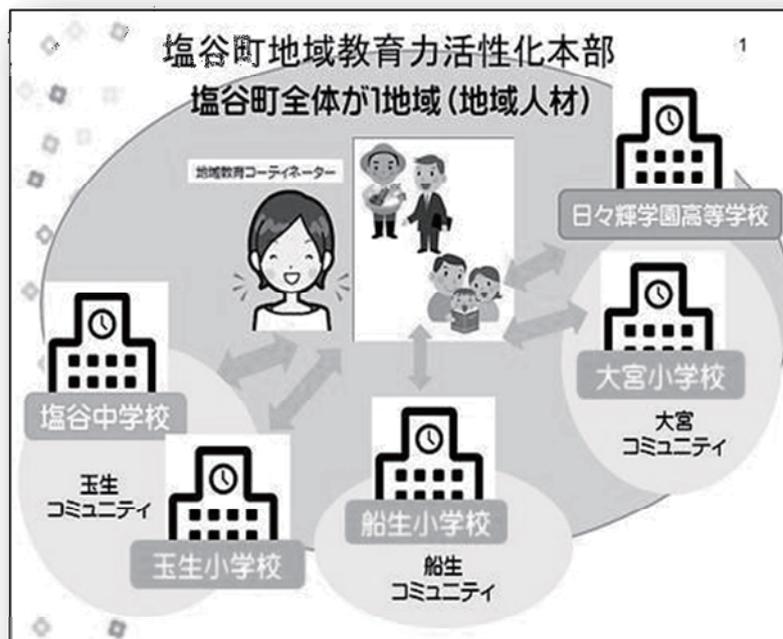
さらに、各地区の自治公民館も町民の学習活動や交流の場として活用されています。

意識調査では、スポーツ振興策として、公共スポーツ施設の充実や使いやすさの向上、公共スポーツ施設などにおける健康・体力相談などメディカル体制の整備があげられています。

今後も、町民の学習活動を拡大するため、町の魅力ある資源として地域人材、学習施設等の整備、情報提供を進め、充実・活用を図る必要があります。

<取組の方向>

施策	取組	関係課等
①地域人材の育成・活用	○市民の学習支援及び人材の活躍機会を拡大するため、ゆりびーバンクの活用と市民の登録を促進します。	生涯学習課
	○学校の教育活動を支援するため、地域教育コーディネーターを育成し、学校支援ボランティアの活用を進めるとともに、人材の登録を促進します。	生涯学習課 学校教育課 小中学校
	○家庭教育の普及を図るため、家庭教育オピニオンリーダー等などの活動の支援に努めます。	生涯学習課
	○若い世代の育成を進めるため、ジュニアリーダー活動の支援を図るとともに、女川町との交流活動を進めます。	生涯学習課
	○子どもの読書活動推進や図書館活性化のため、読み聞かせボランティアや団体の育成・支援に努めます。	生涯学習課
	○スポーツ振興、健康増進のため、スポーツ推進員などの活用を進めます。	生涯学習課
②学習施設等の充実・活用	○市民の学習活動の拠点となる生涯学習センター、各地区コミュニティセンター、図書館の充実を図ります。	生涯学習課
	○自然休養村センター、道の駅「湧水の郷しおや」、尚仁沢はーとらんど、ふれあいの里しおや、東古屋キャンプ場など、学習関連施設として充実・活用を図ります。	産業振興課
	○旧学校校舎など、老朽施設の保全方法、未利用施設の活用方策の検討を進めます。	総務課
	○総合公園など、社会体育施設の使いやすさの向上を図るとともに、健康・体力相談の実施体制の整備に努めます。	生涯学習課
	○市民の学習活動の活性化を支援するため、物品等の貸し出しを進めます。	生涯学習課



●地域人材の活用の仕組み(学校支援ボランティア)



●家庭教育オピニオンリーダーズの活動



●おはなしひろば@しおや  
(読み聞かせボランティア)



●女川塩谷ジュニアリーダーズ交流会



●女川町訪問交流会

## (2) 文化財等の活用

### <現状と課題>

歴史的な資源として、国指定史跡である佐貴石仏（磨崖仏）があるほか、県及び町で指定している文化財である神楽、獅子舞、囃子などがあります。

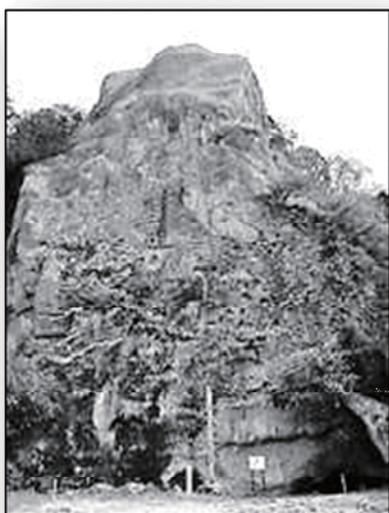
郷土資料館では、町内の民俗資料の収集、保存を行っています。

自然的な資源として、国指定天然記念物である尚仁沢上流部イヌブナ自然林があるほか、尚仁沢湧水群（日本名水百選）や樹木などがあります。

生涯学習（社会教育）関連団体からは、郷土芸能の後継者の不足、地域の理解の不足、用具の修繕費用への補助が求められています。

今後は、地域資源を活用した学習活動を進めるため、各団体と協働して文化財や郷土芸能などの歴史資源の保存・活用を進めるとともに、自然林、尚仁沢湧水群などの自然資源を保全・活用する取組が必要です。

また、地域資源を後世に引き継ぐためにも、町民や子どもたちへの学習機会を提供する必要があります。



●佐貴観音



●風見太々神楽



●イヌブナ林

## ■指定文化財一覧（平成29年10月現在）

区分	種類	名称	指定年月日
1 国指定史跡 名勝天然記念物	史跡	佐貫石仏（磨崖仏）	大正15年2月24日
	天然記念物	尚仁沢上流部イヌブナ自然林	平成18年7月28日
2 県指定有形 文化財	考古資料	銅版阿弥陀曼荼羅	昭和62年12月22日
	工芸品	刀銘源将応（初代）	昭和53年12月5日
		わきざし 銘 宗勝	平成8年8月20日
3 町指定有形 文化財	絵画	涅槃図	昭和56年5月26日
		涅槃図	昭和56年5月26日
	彫刻	西山不動尊	昭和47年4月1日
		釈迦牟尼仏	昭和58年11月9日
		釈迦誕生仏	昭和58年11月9日
		長峰の子持ち地藏尊	平成17年12月19日
		原荻野目の地藏尊	平成19年1月25日
	工芸品	太刀	昭和47年4月1日
	古文書	嘆願書	昭和47年4月1日
		田所検地帳	昭和62年4月15日
		川上家文書	昭和63年8月26日
		和気家文書	昭和63年8月26日
	考古・歴史資料	佐貫石窟開帳用具	昭和49年6月6日
	4 県・町指定 民俗文化財	無形民俗文化財	風見の神楽（県指定）
寺小路の獅子舞			昭和48年12月17日
道下の獅子舞			昭和49年6月6日
山口の獅子舞			平成17年12月19日
上平の大杉ばやし			昭和54年5月22日
5 県・町指定 史跡名勝 天然記念物	史跡	御慈悲の碑	昭和50年7月19日
		高札場跡	昭和55年10月1日
		皇后塚	昭和63年8月26日
		官修墳墓	昭和63年8月26日
		皇太子殿下啓記念碑	昭和63年8月26日
		鳥羽新田箒根神社遺跡	平成8年3月8日
		佐貫ストーンサークル	平成8年3月8日
		西の山古墳群	平成8年3月8日
		天然記念物	船生のヒイラギ（県指定）
	しだれ桜		昭和47年4月1日
	榎（カヤ）の木		昭和47年4月1日
	棗（ナツメ）の木		昭和49年6月6日
	さいかちの木（原荻野目）		昭和49年6月6日
	さいかちの木（田所）		昭和49年6月6日
	コノテカシワ（白檀）		昭和55年10月1日
	岩戸別神社社叢		昭和56年5月26日
	玉生伯耆根神社社叢		昭和56年5月26日
	道下薬師堂参道の杉並木		昭和57年9月6日
	道下のしだれ桜		平成19年1月25日
	金枝の桜	平成19年1月25日	

<取組の方向>

施策	取組	関係課等
①歴史資源の保存・活用	○文化財の保護を行うため、文化財保護審議委員と協力し、発掘、調査、保存を進めるとともに、文化財マップを作成し学習資源としての活用を図ります。	生涯学習課
	○地域の歴史や文化について理解を深めるため、文化財の案内板の設置、地域住民による保存活動を促進するとともに、学習活動への活用を進めます。	生涯学習課
	○郷土史ボランティア講座等の開催によりボランティアを育成し、歴史資源の活用を図ります。	生涯学習課
	○郷土の伝統芸能を学び、次の世代に伝えるため、地域における継承活動を促進するとともに、学校教育における活用を図ります。	生涯学習課 学校教育課 小中学校
	○郷土の民俗資料の収集を進めるとともに、郷土資料館の活用を図ります。	生涯学習課
②自然資源の保全・活用	○恵まれた自然環境を次の世代に受け継ぐため、尚仁沢上流部イヌブナ自然林、尚仁沢湧水群などの自然資源についての学びを進め、自然資源の保全と活用を図ります。	生涯学習課 産業振興課

## 4 一人ひとりの魅力ある自分づくり

### ～第1次塩谷町男女共同参画推進計画～

#### (1) 一人ひとりの参画を進める環境づくり

##### <現状と課題>

男女共同参画は、女性、男性という固定的な考え方を变え、生き方の選択肢を広げて生活を見直し、子育てや介護、地域活動などへの参画による経験や感動を分かち合い、共有し、生活の充実につながるものです。

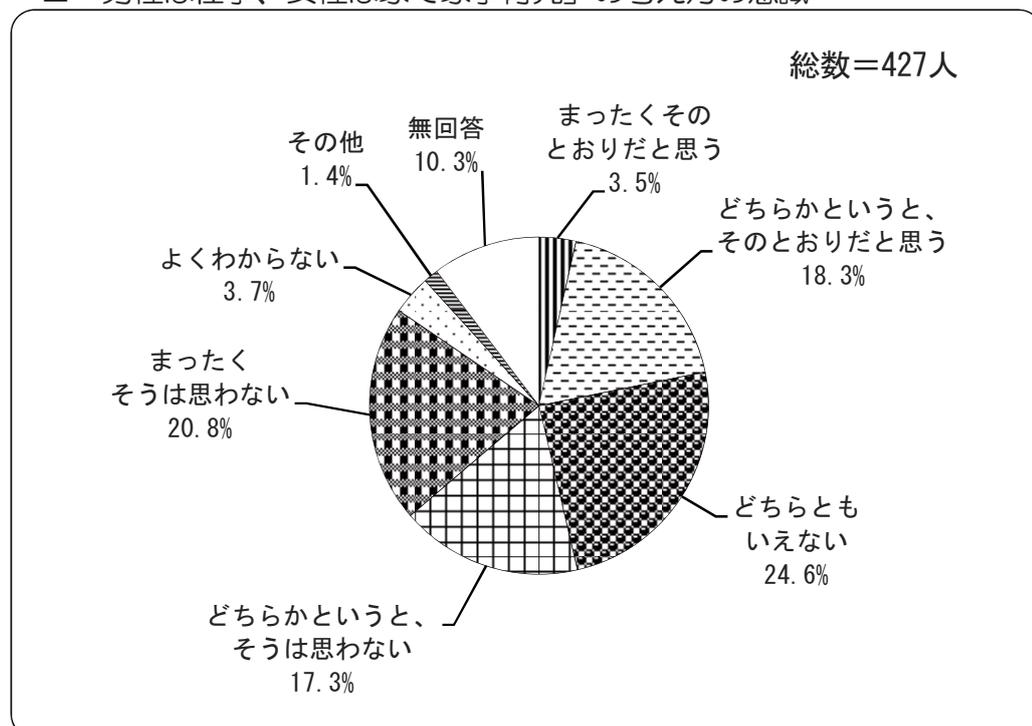
塩谷町では、女性団体の活動を促進するため女性団体連絡協議会を組織するとともに、男女共同参画意識の普及・啓発を図るため、みんなのつどいを開催しています。

意識調査では、男性は仕事、女性は家で家事・育児という考えについて、そうは思わない割合がそのとおりだと思う割合を上回っています。

他方、夫（父）、妻（母）が「ほぼ均等」に参加することを望む割合は、家族の介護、子どものしつけや育児、学校行事は6割台ですが、食事のしたくは2割台、洗たくは3割台であり、内容により差異がみられています。

今後は、一人ひとりの男女共同参画を実現するため、男女共同参画への理解、教育・学習の充実、ワーク・ライフ・バランスの普及を図る必要があります。

#### ■「男性は仕事、女性は家で家事育児」の考え方の意識



<取組の方向>

①男女共同参画の理解促進

施策	取組	関係課等
1) 男女共同参画社会への理解促進	○男女共同参画週間等を活用した多様な媒体による啓発活動、講座の開催等により、学習機会の提供を進めます。	生涯学習課 保健福祉課
	○男女共同の学びの機会として、女性団体連絡協議会と連携し、みんなのつどいを開催します。	生涯学習課
2) 男性の家事・子育て・介護等への参画の促進	○長時間労働の抑制・育児休業取得等について、意識の啓発に努めます。	産業振興課 生涯学習課
	○家事・子育て・介護等に関する男性向け講座・イベントの開催等を進めます。	生涯学習課 保健福祉課
	○固定的な性別役割分担意識の解消に向け、意識啓発に努めます。	生涯学習課

②ワーク・ライフ・バランスの普及

施策	取組	関係課等
1) 多様なライフスタイルが選択できる環境の整備	○仕事と家庭の両立支援を進めるため、講座・イベントの開催に努めます。	生涯学習課
	○家庭の日を通じた意識啓発を進めます。	生涯学習課
2) 子育て・介護・介助に対する社会的支援の充実	○多様な働き方に対応できるよう、教育・保育サービスの充実に努めます。	保健福祉課
	○介護・介助を社会全体で支えられるよう、介護保険サービス、障害福祉サービス、障害児福祉サービスの提供体制の確保に努めます。	保健福祉課
3) 経営者や管理職の意識向上のための取組強化	○事業所の取組を促進するため、取り組んでいる事業所の認定・表彰を進めます。	産業振興課
	○事業所の取組を加速するため、インセンティブ付与、経営者や管理者等を対象とした意識啓発に努めます。	産業振興課

## ③教育・学習の充実

施策	取組	関係課等
1) 男女平等を推進する学校教育の充実	○児童や生徒が男女の固定的イメージや性別役割分担意識を持つことがないよう、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性などについての教育の実施に努めます。	小中学校
2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の充実	○家庭教育支援活動を自主的に行う専門的知識等を持った指導者の養成により、地域教育力の強化を図ります。	生涯学習課
3) 男女共同参画を推進する学習機会の充実	○とちぎ男女共同参画センター等との連携による各種講座や学校等への出張セミナー等により、男女共同参画や仕事、結婚・子育て等について考える学習機会の提供に努めます。	生涯学習課



●みんなの集い講演会

## (2) 各分野での男女共同参画の促進

### <現状と課題>

男女共同参画社会を実現するためには、政策・方針決定の場や就労、地域活動など、あらゆる分野で取組を進めることが必要であり、女性が能力を發揮できる社会環境の整備が求められています。

女性の活躍が進むことは、男性、女性ともに暮らしやすい社会の実現、地域・社会や職場における男女共同参画の促進、女性が能力を發揮しやすい職場環境につながります。

塩谷町の女性団体は、各分野において8団体が活動しており、各団体の活動の促進及び地域における女性の参画を進めるため、女性団体連絡協議会を組織しています。

また、防災の分野では消防団の一員として女性が活動しています。

平成27年の国勢調査による塩谷町の女性の労働力率は、栃木県及び全国の割合を上回っており、20歳代後半から30歳代後半での割合の低下は小さくなっています。

町の会議等における女性委員の割合は、平成28年度で20.8%となっています。

意識調査では、男性の家事、子育て、介護、地域活動への参加に必要なこととして、夫婦や家族間でのコミュニケーション、男性自身の抵抗感をなくすこと、労働時間短縮や休暇制度の普及があげられています。

また、職場での性別による不平等意識は、賃金や昇級（昇進や昇格）、お茶出しやそうじなどの雑用の頻度、育児休業の取得のしやすさなどがあげられています。

今後は、各分野での男女共同参画を進めるため、地域・社会における男女共同参画、働く場における女性の活躍を促進する必要があります。



●女性団体連絡協議会総会

## ■女性団体（平成29年10月現在）

団体名	主な活動内容
塩谷町婦人会	町・郡・県指導者研修会参加、全婦連研修会参加、役員会 等
交通安全母の会	交通安全運動期間中の指導、パレード参加、家庭における交通安全教育の普及 等
日本赤十字奉仕団	災害時ボランティア活動、奉仕団員研修会 等
JAしおのや塩谷女性会	地域に密着した食育、地産地消の活動、生活文化活動、エコ活動 等
商工会女性部	地元の良質な商品や伝統的な産物の活用、地元購買活動の実践、主張発表会への参加、認知症サポート養成講座の参加 等
女性防火クラブ（全戸数）	町消防団通常点検、研修会への参加、火災予防運動への協力、防火クラブだよりの発行 等
しおや生活研究グループ協議会	地産地消・食育、男女共同参画、家族経営協定の取組、子ども農村体験活動への参加協力、先進地視察、町イベントへの積極的参加協力、会員交流、意見・実績の発表 等
更生保護女性会	犯罪、非行予防活動の実施（社会を明るくする運動）、ミニ集会の実施、各ブロック研修会の参加、施設の訪問と激励、諸問題をかかえる家族の相談と激励、子育て支援地域活動 等
塩谷町食生活改善推進員協議会（ひいらぎ会）	保健福祉課事業への協力、調理実習、施設見学による研修 等
ちぐさ会	研修、研究等の開催、ボランティア活動、会員相互の情報交換 等
塩谷町女性団体連絡協議会	女性団体の相互連携として、情報交換、役員会、定期総会の実施、みんなのつどい、ふるさと納涼祭への協力 等

<取組の方向>

①地域・社会における男女共同参画の推進

施策	取組	関係課等
1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進	○行政の幅広い分野等で女性職員が活躍できるよう、研修の開催等によりキャリア形成の支援に努めます。	総務課
	○審議会等への女性委員の登用拡大、女性を対象としたリーダー養成研修等の充実を図ります。	総務課
2) 女性のチャレンジへの支援	○子育てや介護等により離職した女性の再就職や起業を支援するため、相談活動、講座等の実施に努めます。	生涯学習課 産業振興課
	○家事や子育てなどの経験を活かし、地域活動などを希望する女性を支援するため、各種情報提供や講座の実施に努めます。	生涯学習課
3) 地域活動における男女共同参画の推進	○女性団体の連携、情報交換を進めるため、女性団体連絡協議会を開催し、活動の促進を図ります。	生涯学習課
	○自治会等地域活動における男女の参画や代表者・役員への女性の就任を促進するため、意識の啓発事業の実施に努めます。	総務課 生涯学習課
	○女性消防団、女性防火クラブの普及などにより、防災分野における女性の参画の拡大を図ります。	総務課
	○避難所の運営等について、男女共同参画の視点に立った体制整備に努めます。	総務課



●町婦人会炊き出し研修

## ②働く場における女性の活躍推進

施策	取組	関係課等
1) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の推進	○男女雇用機会均等法の趣旨や男女の均等な待遇確保等について、事業所の理解と定着を促進します。	産業振興課
	○労働相談の実施や労使双方への助言により、就労継続のための職場環境づくりを促進します。	産業振興課
2) 管理職への女性登用の推進	○管理職への女性登用や女性のキャリア育成を促進するため、取り組む企業への支援に努めます。	産業振興課
	○女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について、策定に取り組む中小企業への支援を図ります。	産業振興課
3) 女性が能力を發揮しやすい職場環境の整備促進	○男性も女性も働きやすい職場環境づくりを進めるため、町行政と町民の協働で取り組む体制の整備を図ります。	産業振興課
	○職場における固定的な性別役割分担意識に基づく慣行を解消するため、啓発活動の実施に努めます。	産業振興課
4) 農林業及び自営の商工業等に従事する女性の経営への参画促進	○女性農業者が農業・農村におけるあらゆる分野で活躍できるよう、生産・加工・販売などの環境整備の支援に努めます。	産業振興課
	○農林業、自営商工業等において、女性の経営参画、活動しやすい環境づくりへの支援に努めます。	産業振興課

### (3) 一人ひとりの人権の尊重と暴力の根絶

#### <現状と課題>

一人ひとりがそれぞれの個性と能力を生かし、男女共同参画社会を実現するためには、互いの身体的性差を理解し合い、性別による差別を受けることなく個人として人権が尊重されることが大切です。

また、女性等に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を阻害するものとなっています。

さらに、世帯の多様化や雇用の変化などにより、貧困など経済上の困難を抱えている女性等が増えています。

塩谷町では、暴力等の相談に対応するため、関係機関との連携により人権相談等の支援を行っているほか、人権意識を高めるため人権講演会を開催しています。

意識調査では、少数ながら身近に暴力を受けた当事者がいる、暴力を受けたことがあることがあげられています。

今後は、男性も女性も性別により差別されることなく、一人ひとりがお互いに尊重するまちを実現するため、女性等への暴力を根絶するとともに、充実した生活を送ることができるよう、生涯にわたる健康づくり、貧困など困難を抱える人への支援に取り組む必要があります。



- パープルリボン  
(「女性に対する暴力をなくす運動」)

## ＜取組の方向＞

## ①女性等に対するあらゆる暴力の根絶

施策	取組	関係課等
1) DV被害者等 支援対策の 推進	○DV被害者や性暴力被害者等を支援するため、 各種支援の取組に努めます。	保健福祉課
	○DV被害者等が孤立せずに安心して生活できる よう、関係機関等と連携した各種情報提供や 支援の実施に努めます。	保健福祉課
	○人権に関する相談支援を行うため、人権相談を 実施します。	住民課
2) 女性等に対す る暴力を根 絶するた めの取組の推 進	○女性等への暴力を根絶するため、暴力を容認し ない意識の啓発に努めます。	保健福祉課 生涯学習課
	○人権意識を高めるため、人権講演会を開催しま す。	生涯学習課
	○有害図書類等における性暴力の助長を防ぐた め、排除に向けた取組に努めます。	生涯学習課
3) 若年層等を対 象としたデ ートDV等 防止の取組 強化	○若年層間で起きる暴力を予防するため、デート DV等の防止についての啓発に努めます。	学校教育課

## ②生涯にわたる健康づくりの推進

施策	取組	関係課等
1) 生涯を通じた 健康支援	○各年代に応じた健康保持等ができるよう、健康 づくりについての正しい知識の普及啓発に努 めます。	保健福祉課 学校教育課
	○妊娠・出産等に関する健康を支援するため、正 しい知識の普及啓発に努めます。	保健福祉課
2) 性の尊重につ いての意識 の醸成	○児童生徒の発達段階に応じて、生命の大切さを 理解し互いの性を尊重する教育等の実施に努 めます。	小中学校 学校教育課

③困難等を抱える女性等への支援

施策	取組	関係課等
1) 貧困に直面する女性等に対する支援	○貧困により生活上の困難を抱える女性等について、それぞれの状況に応じた支援の実施に努めます。	保健福祉課
	○家庭の経済状況等により学力や進学意欲に差が生じないよう、学校等と連携した学習及び経済支援の実施に努めます。	学校教育課 保健福祉課
2) その他困難を抱える女性等への支援	○困難を有する障がい者・若者等を支援するため、相談体制の充実、社会参加・就労等の支援に努めます。	保健福祉課



●乳幼児健診（相談等）



●高齢者運動教室



●いのちの教育（中学校）



●町人権教育講演会

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

#### (1) 庁内における連携体制

生涯学習及び男女共同参画を進めるため、関係各課等による生涯学習推進本部・幹事会の開催により、庁内の連携・推進体制の強化を図ります。

#### (2) 生涯学習推進協議会の開催

まちづくり全体として生涯学習・男女共同参画を進めるため、社会教育関係者、学校教育関係者、生涯学習関係機関及び団体の関係者、女性団体の関係者等による生涯学習推進協議会を開催します。

#### (3) 家庭・地域・学校・団体等との連携・協働

生涯学習活動、男女共同参画への取組については、家庭・地域・学校及び生涯学習（社会教育）関連団体、女性団体との連携を図るとともに、民間団体、NPO法人、事業所等との協働による取組を進めます。

## 2 計画の進行管理

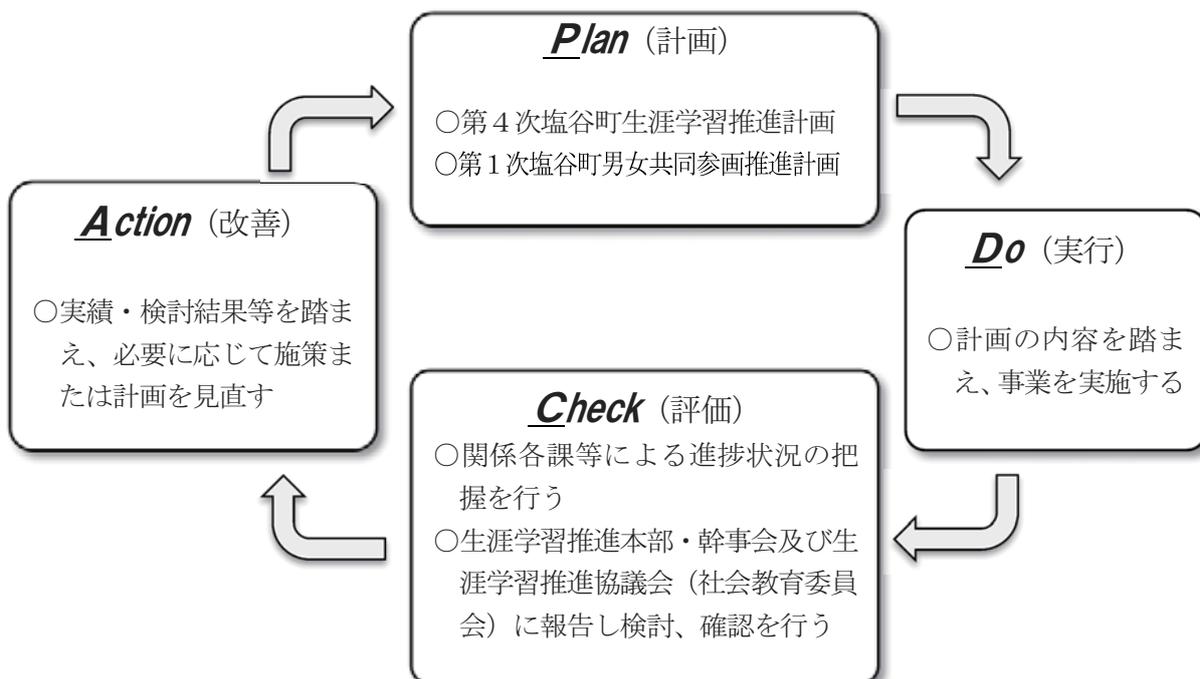
### (1) 町民意向・意識の把握

町の生涯学習、男女共同参画への取組について、町民の評価・意向を把握するため、意識調査等の実施に努めます。

### (2) PDCAサイクルによる進行管理

PDCAサイクル（計画：Plan、実行：Do、評価：Check、改善：Action）により各施策の進捗状況を把握し、生涯学習推進本部・幹事会、生涯学習推進協議会（社会教育委員会）への報告を行うとともに、今後の対応策について検討を行います。

#### ■計画の進行管理のイメージ



## (3) 数値指標

計画の進捗状況について、次の項目について数値目標を設定し、各施策の取組を総合的に評価する上での指標とします。

## ■数値指標

指標名	平成28年度 実績値	平成34年度 目標値	備 考
家庭教育学級の参加率	86%	91%	各教育・保育機関での参加者数を保護者×3回の総数で割って算出
生涯学習センター(図書館を含む)・各コミュニティセンターの延べ利用者数	26,006人	31,300人	
ボランティア活動への参加者数	330人	505人	
芸術・文化振興事業への参加者数	2,159人	2,420人	
生涯学習フェスティバルへの出展数	1,207点	1,650点	
湧水の里マラソン大会参加者数	798人	800人	
総合型地域スポーツクラブ会員数	243人	505人	
会議等の女性委員の割合	20.8%	23.0%	地方自治法第180条の5に基づく審議会等及び第202条の3に基づく委員会等の合計割合

## 資料

### 1 塩谷町生涯学習推進協議会設置要領

(設置)

第1条 生涯学習の推進について、総合的な展望に立った施策を展開するにあたり、町民各層から幅広く意見を求めるため、塩谷町生涯学習推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を調査協議する。

- (1) 生涯学習の推進に関すること。
- (2) 生涯各期にわたる学習課題に関すること。
- (3) 町民の学習ニーズに関すること。
- (4) その他、生涯学習に関すること。

(組織)

第3条 協議会委員は、25名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから生涯学習推進本部の本部長（町長）が委嘱する。

- (1) 社会教育関係者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 生涯学習関係機関及び団体の関係者
- (4) 識見を有する者
- (5) その他本部長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

2 委員に、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員がこれを互選する。

- 2 委員長は、協議会の会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月25日教委訓令第2号)

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月28日教委訓令第2号)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日教委訓令第3号)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

## 2 塩谷町生涯学習推進協議会委員名簿

番号	氏名	役職等	所属団体等
1	吉成 東	委員長	県青少年指導員
2	斎藤 勝重	副会長	町体育協会副会長
3	斎藤 安代		町文化協会会長
4	増淵 利江		町女性団体連絡協議会長
5	中塚 操		教育福祉常任委員長
6	藤田 尚徳		小学校長会長 (大宮小学校長)
7	小嶋 照彦		中学校長会長 (塩谷中学校長)
8	柿沼 久子		家庭教育オピニオンリーダーズ・アイ
9	伴瀬 政孝		町PTA連絡協議会長(船生小学校)
10	増田 寿道		町子ども会連合会長(河原区)
11	斎藤 文人		町保育園保護者会連合会長 (ふにゅう保育園保護者会長)
12	本沢 光一		町社会福祉協議会評議員
13	上野 武		推薦
14	石下 有美		推薦

### 3 塩谷町生涯学習推進本部設置要綱

(設置)

第1条 生涯学習の総合的かつ効果的な推進とその普及を図るため、塩谷町生涯学習推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 生涯学習に関する諸施策の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 関係機関相互の連絡調整に関すること。
- (3) 生涯学習の調査研究に関すること。
- (4) 生涯学習の普及奨励に関すること。
- (5) その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる職にあるものをもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長があらかじめ指定した副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部会議（以下「会議」という。）は、本部長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。

(内部組織)

第6条 本部に、附属機関として幹事会を設置する。

(幹事会)

第7条 幹事会は、会議に提出する原案の作成及び本部の決定した施策の推進に関し必要な事項を処理する。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長、幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、生涯学習課長をもって充てる。
- 4 副幹事長は、幹事長が指名する職員をもって充てる。
- 5 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 6 幹事長は、幹事会を主宰し、副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、幹事長の職務を代理する。
- 7 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて招集し、議長となる。
- 8 幹事長は、必要に応じ幹事以外の者を幹事会の会議に出席させ、意見を求めることができる。

(推進協議会)

第7条 生涯学習に関する施策について、広く町民の意見を反映させるため、塩谷町生涯学習推進協議会を設置することができる。

(事務局)

第9条 本部、幹事会及び専門部会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月25日教委訓令第1号)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月26日教委訓令第2号)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日教委訓令第3号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日訓令第1号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日教委訓令第1号)

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月11日訓令第5号)

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月15日教委訓令第3号）  
この要項は、平成29年4月1日から施行する。

## 別表第1(第3条関係)

総務課長
企画調整課長
税務課長
住民課長
保健福祉課長
産業振興課長
建設水道課長
会計管理者
学校教育課長
生涯学習課長
議会事務局長

## 別表第2(第7条関係)

企画調整担当者
企画調整課
企画情報担当
保健福祉課
保健予防担当
福祉担当
子育て支援担当
高齢対策担当
地域包括支援センター
学校教育課
学校教育担当
生涯学習課
生涯学習担当
社会体育担当
コミュニティセンター長

## 4 策定経過

年 月 日	内 容
平成28年6月23日	第30期第4回社会教育委員会 ・第3次塩谷町生涯学習推進計画の評価について
平成28年11月4日	第30期第5回社会教育委員会 ・第3次塩谷町生涯学習推進計画の成果と課題について ・生涯学習・男女共同参画に関する意識調査の検討
平成29年1月31日 ～2月21日	生涯学習・男女共同参画に関する意識調査の実施
平成29年3月29日	第30期第6回社会教育委員会 ・生涯学習・男女共同参画に関する意識調査結果の報告 ・結果の考察と方向性の確認等
平成29年7月4日	第1回塩谷町生涯学習推進協議会 ・第4次塩谷町生涯学習推進計画（案）及び第1次塩谷町男女共同参画推進計画（案）の構成の検討
平成29年8月	生涯学習（社会教育）関連団体、女性団体への調査の実施
平成29年9月8日	男女共同参画検討会
平成29年11月24日	第2回塩谷町生涯学習推進協議会 ・第4次塩谷町生涯学習推進計画（案）及び第1次塩谷町男女共同参画推進計画（案）の検討
平成29年11月30日	生涯学習推進本部会議 ・第4次塩谷町生涯学習推進計画（案）及び第1次塩谷町男女共同参画推進計画（案）の検討
平成29年12月12日～ 平成30年1月16日	パブリックコメントの実施
平成30年2月 日	第3回塩谷町生涯学習推進協議会 ・パブリックコメントの実施結果について
平成30年2月 日	生涯学習推進本部会議 ・パブリックコメントの実施結果について

## 5 男女共同参画関連用語

用語	説明
①男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。
②男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を目的として、昭和61年4月から施行された法律です。同法では労働者の募集、採用、配置・昇進、福利厚生、定年・退職などにおいて、男女間の差別の禁止などが規定されています。
③育児・介護休業法	仕事と家庭の両立支援対策を充実するため、平成4年4月に施行された法律です。同法では、労働者が退職せずに育児や介護を行うことができるよう、休業、時間外労働の制限、勤務時間短縮制度等の措置について定められています。
④女性活躍推進法	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)が平成27年8月28日に国会で成立しました。これにより、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主(国や地方公共団体、民間企業等※)に義務付けられました。 ※常時雇用する労働者が300人以下の民間企業等においては努力義務
⑤セクハラ(セクシャルハラスメント)	職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により解雇、降格、減給などの不利益を受けること、又は性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に悪影響が生じることをいいます。

用語	説明
⑥マタハラ(マタニティハラスメント)	妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格などの不利益な取扱いを受けることです。
⑦ジェンダー ＜社会的性別＞	「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。
⑧DV(ドメスティックバイオレンス) ＜配偶者等による暴力＞	DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、一般的に配偶者や交際相手など親密な関係にある又はあった者からの暴力をいいます。被害者のほとんどは女性ですが、男性の被害者もいます。暴力には、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力(生活費を渡さない等)など様々な形があります。家庭内で起こるため、外部からの発見が難しく、被害が深刻化しやすい特性があります。
⑨デートDV ＜交際相手からの暴力＞	恋人や交際相手などの親密な関係にある者(配偶者等を除く)の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的及び性的暴力のことです。
⑩リプロダクティブ・ヘルツ/ライツ ＜性と生殖に関する健康・権利＞	1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルツ/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。
⑪ワーク・ライフ・バランス ＜仕事と生活の調和＞	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことをいいます。

用語	説明
⑫ポジティブ・アクション <積極的改善措置>	固定的な性別による男女の役割分担意識や過去の経緯から、「営業職に女性はほとんどいない」、「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組をいいます。
⑬LGBT <性的マイノリティーの理解>	<p>【（性的指向）性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。】</p> <p>性的指向及び性同一性障害に関して、いわゆるLGBTなどと呼ばれることがあります。それらは一般的に次のことを指しています。</p> <p>L：女性の同性愛者（Lesbian，レズビアン）            G：男性の同性愛者（Gay，ゲイ）            B：両性愛者（Bisexual，バイセクシュアル）            T：性同一性障害（Transgender，トランスジェンダー）</p> <p>≪性同一性障害≫</p> <p>性同一性障害とは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態を言います。性同一性障害の人々は、社会の中で偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたりするなどの差別を受けてきました。</p> <p>平成16年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、この法律により、性同一性障害者であって一定の条件を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました（平成20年6月の改正法によって条件を緩和）。</p>